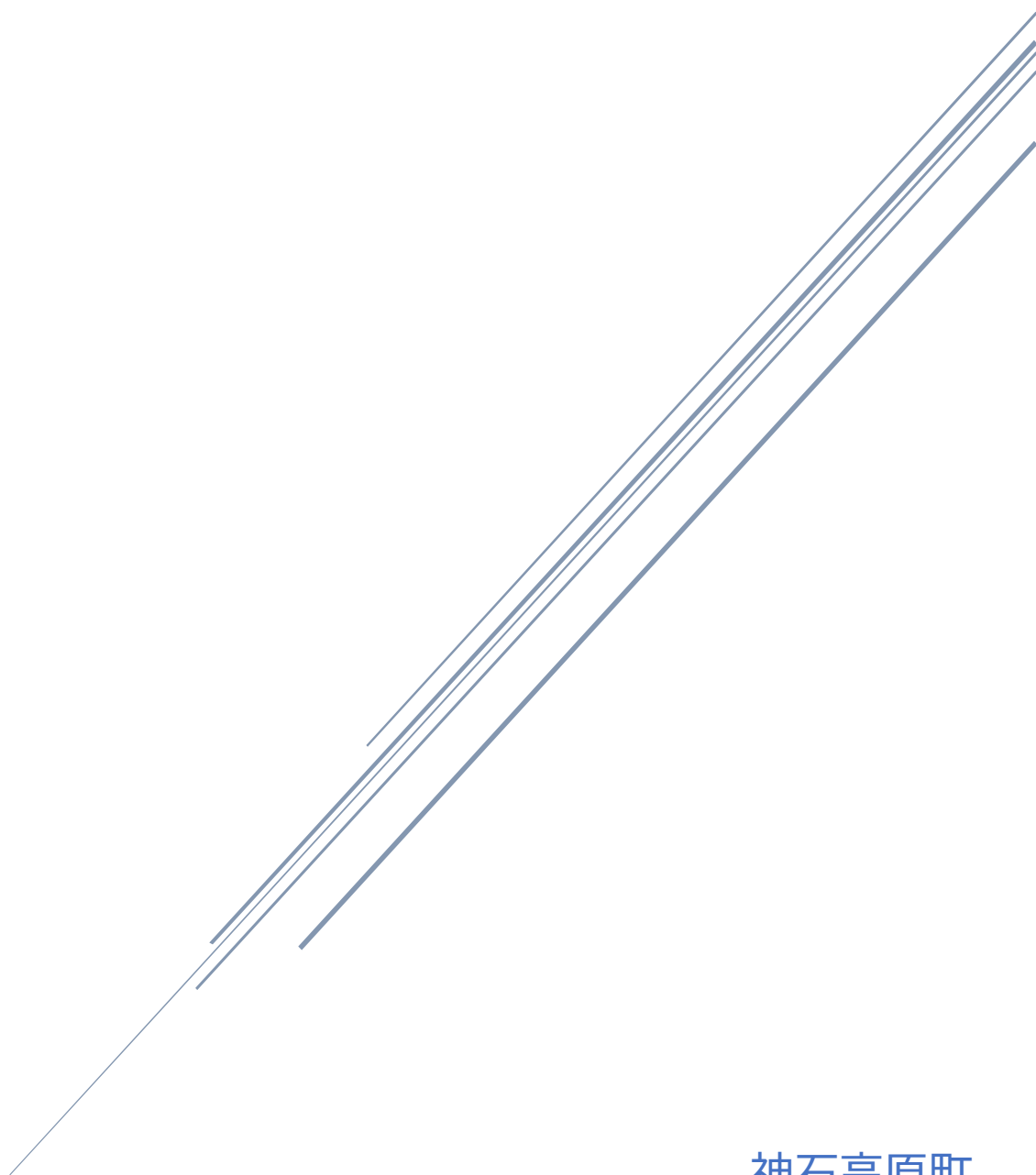


神石高原町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



神石高原町

内容

1 基本的な事項	1
(1) 町の概要	1
ア 自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1
イ 本町における過疎の状況	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
ア 人口の推移と動向	5
イ 産業構造, 各産業別の現況と今後の動向	7
(3) 行財政の状況	10
ア 行政の状況	10
イ 財政の状況	10
ウ 施設整備水準の現況と動向	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展の基本目標(令和6年度末)	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
ア 空き家の増加	17
(2) その対策	17
ア 移住促進メディア強化	17
イ 移住・空き家活用支援	17
ウ 子育て住宅等取得支援	17
エ 地域間交流	17
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
3 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
ア 農業	19
イ 林業	20
ウ 商工業	21
エ 観光	21
(2) その対策	22
ア 農業	22
イ 林業の振興	23
ウ 商工業	24
エ 観光	24
(3) 計画	26
(4) 産業振興促進事項	27
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	27

4	地域における情報化.....	28
	(1) 現況と問題点.....	28
	ア 情報通信	28
	(2) その対策.....	28
	ア 情報通信	28
	(3) 計画.....	28
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	29
5	交通施設の整備, 交通手段の確保	30
	(1) 現況と問題点.....	30
	ア 交通.....	30
	(2) その対策.....	30
	(3) 計画.....	32
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	33
6	生活環境の整備.....	34
	(1) 現況と問題点.....	34
	ア 上下水道	34
	イ 廃棄物処理施設	34
	ウ 消防・防災.....	34
	エ 住宅.....	35
	オ 斎場及び火葬場.....	35
	カ その他.....	35
	(2) その対策.....	35
	ア 上下水道	35
	イ 廃棄物処理施設	35
	ウ 消防・防災.....	36
	エ 住宅.....	36
	オ 斎場及び火葬場.....	36
	カ その他.....	36
	(3) 計画.....	37
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	38
7	子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
	(1) 現況と問題点.....	38
	ア 子育て環境の確保.....	38
	イ 高齢者福祉	38
	ウ 健康づくり	39
	(2) その対策.....	39
	ア 子育て環境の確保.....	39
	イ 高齢者福祉	40
	ウ 健康づくりの推進	40
	エ 保健・医療・福祉推進体制の拡充.....	41
	オ 高齢者等のデジタル格差の解消	41
	(3) 計画.....	42

(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	42
8 医療の確保.....	43
(1) 現況と問題点.....	43
(2) その対策.....	43
(3) 計画.....	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	44
9 教育の振興.....	45
(1) 現況と問題点.....	45
ア 学校教育.....	45
イ 生涯学習等.....	45
ウ その他.....	45
(2) その対策.....	46
ア 学校教育.....	46
イ 生涯学習等.....	46
ウ その他.....	46
(3) 計画.....	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	47
10 集落の整備.....	48
(1) 現況と問題点.....	48
(2) その対策.....	48
(3) 計画.....	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	48
11 地域文化の振興等.....	49
(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策.....	49
(3) 計画.....	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	49
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	50
(1) 現況と問題点.....	50
(2) その対策.....	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	51
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	52
(1) 現況と問題点.....	52
(2) その対策.....	52
(3) 計画.....	53
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	53
事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分.....	54

1 基本的な事項

(1) 町の概要

ア 自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、広島県の東部に位置し、北は庄原市、南は福山市、東は岡山県、西は府中市と接しており、面積は381.98km²である。

地勢は、中国山地が広島県東部で南に張り出した高原地形の中に位置しており、標高は400～500mとなっている。主要な山岳は、北部に大行山、小行山、須子山、猪辻山、中央部に星居山、権現山、竜王山、仙養山、西部に龍王山、東部に米見山、日野山等がある。

水系は、帝釈川、成羽川等大半が一級河川高梁川水系に属し、三和地区南部の一部が同芦田川水系に、神石地区西部の一部が同江の川水系に属している。

(イ) 歴史的条件

神石郡の名前が歴史上に現れるのは、「日本書紀」天武天皇2年(673年)3月壬寅条であり、その時は「亀石郡」と表されている。享保2年から幕末までの150年間、神石郡は分割統治され、幕領と豊前中津藩(現大分県中津市)の所領であった。中津藩は神石郡37か村中22か村、甲奴郡12か村、安那郡2か村を領とし、備後地方の代官所を小島(三和地区)に置いた。嘉永5年には、古川村(神石地区)を除く上豊松ほか14か村が、福山藩領に編入された。

明治4年の廃藩置県以降、神石郡は属する県の変遷を経て、明治9年には広島県に属することとなった。以後、神石郡内の各地で合併が進み、昭和34年に油木町、神石町、豊松村及び三和町の4町村体制となった。

その後、4町村で神石広域事務組合を設立し、ごみ・し尿の処理、斎場の運営、介護保険の運営等の広域行政を推進してきたが、地方分権の推進、行財政改革、日常生活圏の広域化に対応した合併への協議を進め、平成16年11月5日、4町村が合併して「神石高原町」が誕生した。

(ウ) 社会的条件

本町は、備後の中心都市である福山市までの距離は約30km(本庁所在地)である。

広域交通体系は、本町の中央部からやや東側に、岡山県新見市と福山市を結ぶ国道182号が縦断しており、中国縦貫自動車道、山陽自動車道へアクセスしている。

このほか、主要地方道芳井油木線、同三原東城線、同新市七曲西城線、同吉舎油木線、一般県道布賀油木線、同牧油木線、広域農道等の幹線道路で構成されている。

また、公共交通機関としてはバス路線があり、国道、主要地方道、一般県道を走っているが、人口の減少、自家用車の普及等を背景として利用者が減少傾向にあり、民間乗合バス路線の廃止や運行回数の減少が進んでいる。

(工) 経済的条件

本町の産業就業人口は4,738人(平成27年国勢調査)で、産業別就業人口割合は、第3次産業が49.2%で最も高く、次いで第1次産業28.2%、第2次産業22.6%となっている。

産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業はほぼ横ばいだが、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は前回調査時にひきつづき増加傾向にある。

商業は、旧町村の中心地に小売店、飲食店等が立地して小規模な商店街を形成しているが、福山市等への購買力の流出が著しく、衰退傾向にある。

工業は、経済不況の影響により、従業者数、製造品出荷額等ともに停滞傾向にある。

観光は、良好な自然環境を生かした多様なリゾート・レクリエーション地が豊富にあるが、入込観光客は減少傾向が続いている。

このように、地域経済は停滞傾向にあり、農業を始めとする地場産業の活性化、企業立地の促進、新たな産業の育成等、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化することが必要になっている。

イ 本町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口は、令和2年国勢調査速報値で、8,259人となっており、昭和35年以降の55年間で19,017人減少している(△67.4%)。

本町の年齢3区分別人口割合の推移をみると、昭和35年における0～14歳人口は、33.4%だったが、その後年々減少し、平成27年には9.2%となっている。これを広島県の13.4%と比較すると、4.2ポイント下回っている状況にある。

また、本町の65歳以上の高齢者は昭和35年9.9%だったが、年々増加し、平成27年では46.6%を占めるまでになっている。これを広島県(65歳以上27.5%)と比較すると19.1ポイント上回っており、少子・高齢化の傾向は顕著となっている。

本町の世帯数は漸減傾向にあり、令和2年では3,336世帯となっている。また、昭和35年以降55年間で2,372世帯減少している。

(イ) 旧過疎活性化法等に基づくものを含めたこれまでの対策

本町は、これまで旧油木町、旧神石町、旧豊松村及び旧三和町の4町村が過疎地域に指定され、「過疎地域対策緊急措置法」、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」、さらに合併後は「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、各種施策を総合的に推進してきた。

4町村では、地域特性に応じて、幹線道路を中心とした道路の整備、ほ場整備事業等の農業生産基盤の整備、上下水道等の生活環境の整備、教育・文化・集会施設等の整備、保健・福祉・医療施設の整備等の生産・生活基盤の整備、及び観光・交流施設の整備等ハード、ソフト全般における各種施策を推進し、着実にその効果をあげてきたところである。

(ウ) 現在の課題

本町が抱えている課題を列記すると次のとおりである。

① 過疎化、少子・高齢化の進行への対応

本町は人口減少が続き、高齢化率が46%を超える等、過疎化、少子・高齢化が進行して、超高齢社会を迎えており、高齢者保健・福祉対策、子育て支援対策、若者定住対策等の充実を図る必要がある。

② 恵まれた自然環境の活用

本町は、緑豊かな森林に囲まれた標高400～500mの高原に位置しており、昼夜の気温較差が大きい準高冷地型気候に属する等、自然環境、景観に恵まれており、これらを地域の貴重な資源として保護、継承する必要がある。

③ 特徴のある地域産業の振興

本町においては、米、和牛、トマト、ぶどうを主要農産物として振興するとともに、野菜等の農産物や果実を産直市場で販売する。あわせて、新たな農産物の生産や販売の取り組みを進めながら、地域産業の振興等を通じて、経済の活性化を図る必要がある。

④ 道路・交通基盤の整備

本町は、国道182号を軸とした道路網が構成されており、今後、日常生活圏や行政の広域化に対応し、円滑で安全な交通を確保するための道路網の整備を進めるとともに、災害等の緊急時に対応可能な道路の整備、児童生徒の通学手段、高齢者の通院・買物等生活交通手段の確保等に取り組む必要がある。

⑤ 公共公益施設の集積を生かした生活利便性の向上

本町においては、合併前の旧町村単位に中心地が形成され、それぞれ公共公益施設が集積しており、これらの集積を生かし、各地域において利便性の高いまちづくりを推進する必要がある。

⑥ 豊富な歴史的・文化的資源の活用

本町においては、国指定の名勝「帝釈川の谷(帝釈峡)」、重要有形民俗文化財「豊松の信仰用具」をはじめ、文化財が豊富に分布しており、今後、個性的で魅力あるまちづくりを進めていく上では、これら地域の伝統的・文化的資源を維持、継承する必要がある。

⑦ 豊富なリゾート・レクリエーション地、多様なイベントの活用

本町においては、恵まれた自然環境、歴史的・文化的資源を生かしたリゾート・レクリエーション地が豊富に分布し、また、多様なイベントの開催等により都市との交流が盛んに行われてきたが、コロナ禍の影響により交流の停滞が著しい。

このため、アフターコロナ、ウィズコロナの時代を見据えた新たなスタイルによる地域の活性化を図る必要がある。

⑧ 地域の特徴のある機能を活かした地域の活性化

本町においては、旧4町村が教育・情報通信機能、リゾート・レクリエーション機能、農業を中心とした生産機能、保健・医療・福祉機能の集積等の特徴ある機能を有しており、これらの機能を町全体が共有し、相互に波及効果を得ることにより、一体のまちとしての機能を強化し、次世代に向けて多彩で活力のあるまちづくりを進める必要がある。

(工) 今後の見通し

本町においては、今後も人口の減少が継続し、高齢化が一段と進行することが見込まれるとともに、経済においては、産地、企業間の競争が一段と激化し、淘汰される時代環境がより加速することが予想されるなど、本町を取り巻く環境は厳しいと考えられる。

こうした中で、本町は、これまで旧4町村で進めてきたまちづくりの成果を一体的に生かして地域の一体化と均衡ある発展という視点で新しいまちづくりに取り組んでいる。

今後、本町が持続的に発展していくためには、若者に魅力ある定住環境や高齢者が安心して住める定住環境づくりを推進するとともに、農業の高付加価値化、産地化を支える農業生産基盤の整備等の地場産業の活性化に取り組むほか、本町の有する個性やポテンシャルを生かした総合的な地域づくりを推進し、住民、来訪者等誰にも魅力ある地域としていくことが必要である。

さらに「神石高原町第2次長期総合計画」を基本に策定した「過疎地域持続的発展計画」を着実に推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりに積極的に取り組んで行く必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町は、元来、農林業を中心とした地域であったが、日本全体が高度成長期を迎える中で、昭和40年代後半からの第2次産業の立地、農業の機械化による余剰労働力の発生等に伴い第2次、第3次産業への就業者が増加し、就業構造は大きく変化した。

さらに、農産物の輸入自由化等による国内外での産地間競争の激化、農産物価格の低迷は、高齢化が進行している農業者の生産意欲の減退をもたらすとともに、林業についても、外材の輸入による木材価格の低迷により、林業者の生産意欲の減退をもたらし、農林業就業者は減少の一途を辿った。

一方、福山市等の町外へ通勤している第2次産業、第3次産業就業者数は増加傾向にある。また、道路整備等による日常生活圏の拡大は、住民の日常生活の広域化をもたらし、本町では、福山市を始めとする沿岸諸都市との社会経済的な結びつきが強まり、こうした地域への通勤者も徐々に増加してきた。

この間、商業・サービス業等の第3次産業は、人口の減少が継続する中で衰退傾向にあるほか、第2次産業についても立地条件から停滞傾向が継続している。

また、観光・レクリエーションについても、自然レクリエーション等の観光資源を有し、拠点施設の整備を進めてきており、これら施設の一層の魅力化が求められている。

地域社会においては、人口減少の継続とあわせて、少子化及び48%を超える高齢化が進行して地域力は低下しつつあり、その危機意識に伴って住民の主体的なまちづくりへの機運が高まっており、様々な地域活動が活発化している。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和25年の38,813人を最高に、それ以降、減少傾向が継続している。

人口の減少率は、昭和35～50年にかけては5年間に10%以上の人口減少となっていたが、その後は減少率が鈍化し、特に、昭和55年以降は5%台で推移していた。しかし近年の減少は著しく平成22年には10.7%、平成27年には10.9%の減少となっている。

年齢階層別にみると、0～14歳の年少人口比率は昭和35年の33.4%に対し、平成27年は9.2%と55年間に24.2ポイント低下しており、少子化が著しいことを示している。

15～64歳の生産年齢人口比率は、昭和35年の56.7%に対し、平成27年は、44.1%で12.6ポイント低下している。

生産年齢人口のうち、15～29歳の若年者比率は、昭和35年の18.0%に対し、平成27年は7.7%で、昭和60年以降減少傾向にある。

65歳以上の高齢者比率は、昭和35年の9.9%に対し、平成27年は46.6%と36.7ポイント増加し、著しい高齢化の進行を示している。

今後の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計によると、令和7年7,306人、令和12年6,506人程度と見込まれる。

年齢別人口割合のうち、65歳以上の高齢者比率は令和7年49.8%、令和12年52.1%程度と見込まれ、高齢化がより一層進行するものと考えられる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 28,234	人 17,114	% △39.4	人 14,016	% △18.1	人 11,590	% △17.3	人 9,217	% △20.5
0歳~14歳	9,425	3,059	% △67.5	2,083	% △31.9	1,205	% △42.2	851	% △29.4
15歳~64歳	16,022	11,028	% △31.2	7,933	% △28.1	5,398	% △32.0	4,067	% △24.7
うち15歳 ~29歳 (a)	5,077	2,445	% △51.8	1,282	% △47.6	1,071	% △16.5	706	% △34.1
65歳以上 (b)	2,797	3,027	% 8.2	4,000	% 32.1	4,958	% 24.0	4,299	% △13.3
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 14.3	-	% 9.1	-	% 9.2	-	% 7.7	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.9	% 17.7	-	% 28.5	-	% 42.8	-	% 46.6	-

(参考) 令和2年実施の国勢調査速報値は8,259人(増減率△10.4%)

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 13,180	% -	人 12,315	% -	% △6.6	人 11,053	% -	% △10.2
男	6,327	% 48.0	5,877	% 47.7	% △7.1	5,272	% 47.7	% △10.3
女	6,853	% 52.0	6,438	% 52.3	% △6.0	5,781	% 52.3	% △10.2

区分	平成27年3月31日			令和3年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 9,822	% -	% △11.1	人 8,523	% -	% △13.2
男 (外国人住民除く)	4,682	% 47.7	% △11.1	4,121	% 48.3	% △11.9
女 (外国人住民除く)	5,140	% 52.3	% △11.0	4,402	% 51.6	% △14.3

表1-1(3) 人口の見通し

区分	令和2年		令和7年			令和12年		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 8,259	% -	人 7,306	% -	% △11.1	人 6,506	% -	% △10.9
男	3,935	% 47.7	3,495	% 47.3	% △10.9	3,134	% 48.1	% △10.3
女	4,324	% 52.3	3,811	% 52.7	% △11.3	3,372	% 51.7	% △11.5

区分	令和17年			令和22年			令和27年		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 5,813	% -	% △10.6	人 5,153	% -	% △11.3	人 4,536	% -	% △11.9
男	2,815	% 48.4	% △10.8	2,506	% 48.6	% △10.9	2,218	% 48.8	% △11.4
女	2,998	% 51.6	% △11.0	2,647	% 51.4	% △11.7	2,318	% 51.2	% △12.4

注：令和2年は国勢調査による速報値，以降は国立社会保障・人口問題研究所推計による推計値。

イ 産業構造, 各産業別の現況と今後の動向

総就業者数は、平成27年で4,738人、昭和35年以降の55年間で11,238人減少し、昭和35年の3分の1以下になっている。

産業別就業人口割合は、平成27年で第1次産業28.2%、第2次産業22.6%、第3次産業49.2%になっている。昭和35年の産業別就業人口割合は、第1次産業80.9%、第2次産業3.5%、第3次産業15.6%であり、昭和35年から平成27年の55年間に、第1次産業割合は減少傾向、第3次産業は増加傾向が一貫して継続している。また、第2次産業は、平成2年までは増加したもののその後減少傾向にある。

しかし、平成27年の産業別就業人口割合を広島県平均(第1次産業3.1%、第2次産業26.0%、第3次産業67.7%)と比較すると、第1次産業の比率は高くなっている。

町内産業は、全般的に停滞傾向にあるが、産業別にみると、農業については、ほ場整備等の農業生産基盤の整備は進展しているものの、国内外での産地間競争の激化や就業者の高齢化、担い手の減少等により生産量・生産額が低下しており、多様な販路の開拓、農産物加工の推進、新規作物の導入等を通じた6次産業化の推進、農地所有適格法人や後継者の育成等の農業主体の強化や、産地化、高付加価値化、直販体制の強化等、町全体で企業的な経営へ向けた取り組みが必要となっている。

林業も、木材価格の低迷、就業者の高齢化、担い手の減少等により、林家の生産意欲は減退しているが、重要な公益的機能を担っており、計画的な育林・間伐、林道等生産基盤の整備を行い、効率的・集団的な森林づくりを推進していく必要がある。

商業は、旧町村の中心地に小売店や飲食店が立地しているが、福山市等への買物客の流出が継続しており、商店数は減少傾向にあるが、高齢者を始めとする日常生活の利便性及び町内における交流の場の維持を図るために、商工会と連携して商店街の魅力化、魅力ある店舗

の育成等に取り組む必要がある。

工業は、長引く経済不況の影響により停滞しているが、既存製造業の活性化や積極的な企業誘致、内発的な企業起こしを促進する等、雇用機会の確保・拡大に向けた取り組みが必要である。

入込観光客について、近年の減少傾向は緩和されつつあったが、この度の新型コロナウイルスの影響による観光客数の大幅な減少が懸念され、今後の観光客誘致のためにはウィズコロナ・ポストコロナを見据えた工夫が求められる。本町には、自然環境を生かした特徴のあるリゾート・レクリエーション地が豊富にあるため、これらの魅力化、イベントの開催等を通じて入込観光客の拡大と観光消費額の増大を図る必要がある。

こうした中、引き続き住民と行政の住民自治組織によるまちづくりを基本としながら、福山市・備北地域と隣接する立地条件を生かした広域ネットワーク化の推進、豊かな自然や文化・歴史資源等を有効に活用して、町内産業の連携の強化による内発的な地域振興の促進、広域・周遊型観光ネットワークの形成による都市住民との交流の推進を図るほか、快適な多自然居住空間の形成による都市住民の流入の促進、情報通信基盤の整備等によって、産業振興・地域の活性化に取り組む必要がある。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	15,976		12,918	△19.1	12,310	△ 4.7	10,642	△13.5	10,124	△ 4.9
第1次産業 就業人口比率	80.9		75.6	-	67.1	-	52.1	-	46.3	-
第2次産業 就業人口比率	3.5		5.6	-	12.0	-	23.8	-	27.7	-
第3次産業 就業人口比率	15.6		18.8	-	20.9	-	24.0	-	25.9	-

注:各就業人口比率は分類不能を含む総数で除した値。

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,250	△ 8.6	8,509	△ 8.0	7,915	△ 7.0	6,915	△12.6
第1次産業 就業人口比率	43.7	-	37.7	-	36.5	-	34.1	-
第2次産業 就業人口比率	28.8	-	30.7	-	28.5	-	27.3	-
第3次産業 就業人口比率	27.5	-	31.6	-	34.9	-	38.5	-

注:各就業人口比率は分類不能を含む総数で除した値。

区 分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,296	% △ 9.0	人 5,168	% △17.9	人 4,738	% △8.3
第 1 次 産 業 就業人口比率	% 32.8	-	% 28.7	-	% 28.2	-
第 2 次 産 業 就業人口比率	% 25.3	-	% 28.9	-	% 22.6	-
第 3 次 産 業 就業人口比率	% 41.4	-	% 41.9	-	% 49.2	-

注：各就業人口比率は分類不能を含む総数で除した値。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政機構は、図-1に示すとおりである。

平成16年11月の町制施行により、役場は、本庁を旧三和町に、支所を旧町村である神石、油木、豊松に設置している。現在では本庁の町長部局は9課としているほか、会計課を設置している。さらに、議会事務局や、行政委員会として選挙管理委員会、農業委員会、監査委員を設置している。

一方、支所は、支所長のもと1課体制としている。

教育委員会については、教育長のもと教育課の1課体制とし、社会教育・社会体育を町長部局で事務補助執行する体制としている。

職員数は令和3年4月1日で159人、今後、行財政改革を推進し、状況に応じて行政組織の適宜見直しを行うとともに、職員数の適正配置に努めるものとする。

イ 財政の状況

本町の財政状況は表1-2(1)に示すとおりである。

令和元年度の歳入のうち、一般財源が53.5%で、残りを国・県支出金や地方債に依存している。

本町では、経済が低迷する中で地方税の増収が見込めない中、合併後も地方交付税の見直し等により更に厳しい財政状況が予想され、自主財源の確保、効率的な事業運営による経費の節減等行財政運営の効率化、健全化に一層努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限引き出し、住民の多様な行政ニーズに応えていくことが必要である。

ウ 施設整備水準の現況と動向

旧過疎対策法以来の各種対策事業の推進により、道路、上下水道等の生活基盤、学校教育施設等の教育・文化基盤、農林業基盤等の整備に一定の成果をあげてきた。

本町の公共施設の整備水準を県内の町平均と比べると、道路の改良率、舗装率ともにやや下回っている。また、水道普及率・水洗化率も県内平均を下回っている。教育施設については、学校施設の整備、GIGAスクール構想の実現のためのパソコン等の教育機器の整備等により、教育環境の充実を進めてきている。一方、農林業基盤施設は、農道、林道ともに、広島県平均より整備水準がやや低くなっている。今後については、道路、上下水道等の生活基盤施設の整備を計画的に進めていくとともに、重複する施設や学校統合による廃校等の有効活用を進めていくことが必要である。

図-1 行政機構図

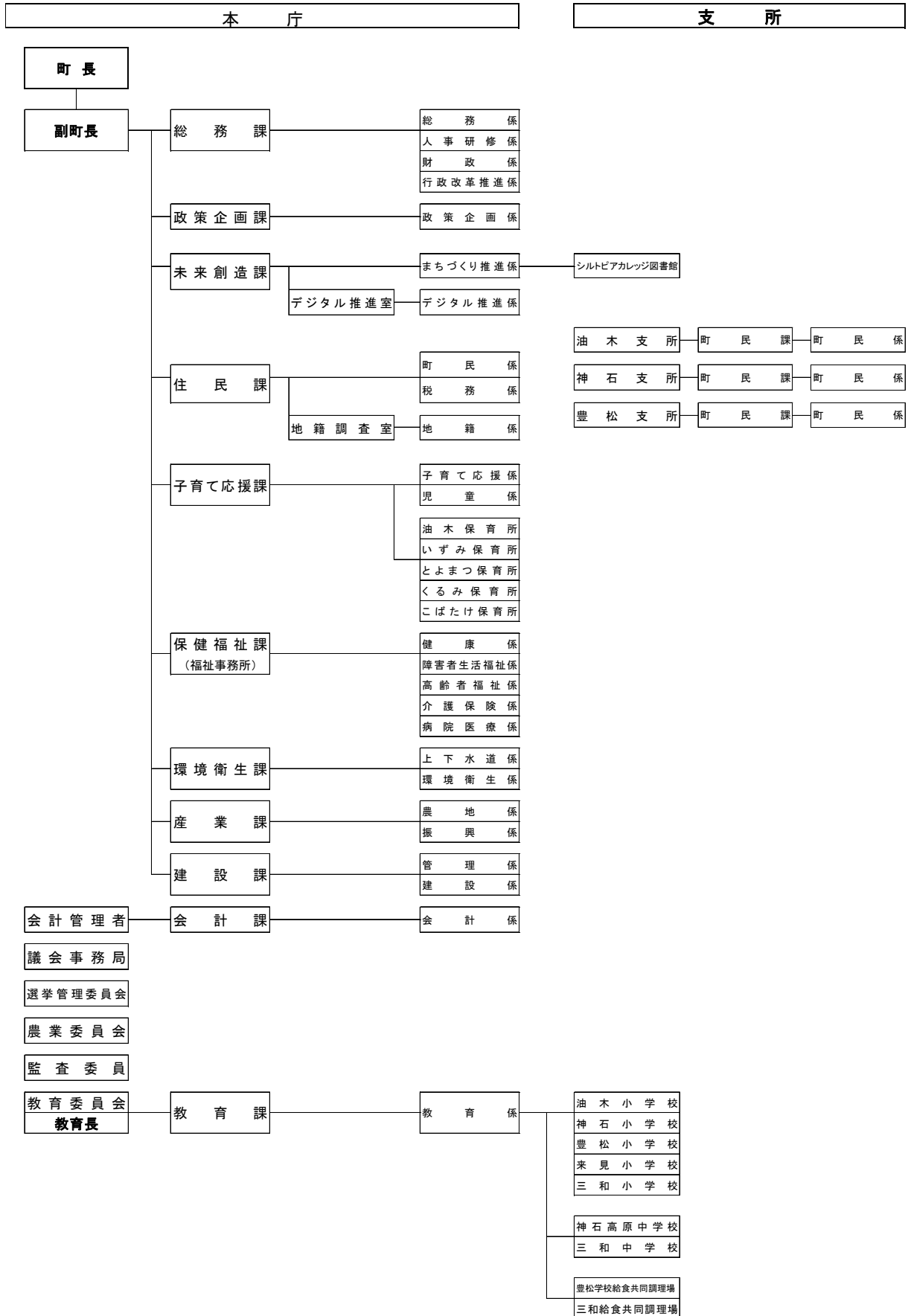


表1-2(1) 町の財政状況(町調)

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度
歳入総額 A	14,814,533	10,884,999	11,905,814	14,254,873
一般財源	7,613,831	7,147,964	7,613,831	6,501,085
国庫支出金	3,118,908	562,199	3,118,908	2,183,008
都道府県支出金	1,060,347	665,205	1,060,347	1,189,507
地方債	1,955,700	1,184,800	1,955,700	1,428,000
うち過疎債	1,103,500	639,200	1,103,500	190,800
その他	1,065,747	545,600	1,065,747	2,953,273
歳出総額 B	14,263,618	10,234,742	11,137,353	13,165,678
義務的経費	4,579,436	3,347,891	4,579,436	3,147,312
投資的経費	4,913,003	1,325,500	4,913,003	3,097,936
うち普通建設事業	4,598,997	1,270,459	4,598,997	1,803,798
その他	4,771,179	5,561,351	4,771,179	1,920,430
過疎対策事業費	2,791,505	2,276,836	2,092,918	
歳入歳出差引額 C(A-B)	550,915	650,257	768,461	1,089,195
翌年度へ繰越すべき財源 D	52,662	70,013	206,549	471,295
実質収支 C-D	498,253	580,244	561,912	617,900
財政力指数	0.23	0.22	0.21	0.21
公債費負担比率	26.9%	17.2%	16.7%	14.9%
実質公債費比率	18.0%	8.2%	6.3%	5.7%
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	79.1%	75.3%	82.2%	77.4%
将来負担比率	38.0%	-	-	-
地方債現在高	14,272,914	13,057,589	12,245,719	12,433,380

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(市町村公共施設状況調)

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	
市町村道	改良率(%)	9.2	37.8	42.2	43.6	44.7
	舗装率(%)	21.4	57.0	60.9	62.2	63.2
農道	延長(m)	77,575	80,075	92,853	129,036	138,430
耕地1ha当たり農道延長(m)	40.6	34.5	54.3	99.7	107.0	
林道	延長(m)	274,876	209,281	243,997	166,148	155,348
林野1ha当たり林道延長(m)	8.8	6.7	7.9	5.2	4.9	
水道普及率(%)	17.3	25.0	31.9	43.8	54.1	
水洗化率(%)	0.0	0.0	39.8	66.6	74.4	
人口千人当たりの 病院, 診療所の病床数	4.1	4.4	8.0	9.2	9.0	

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、合併から17年を経過したことを契機として、これまでの過疎対策を踏まえ、地域の自立に向けて新たなまちづくりを展開する。

新たなまちづくりにあたっては、住民と行政との協働により、地域の多様な資源を継承した個性的で活力あるまちづくりを推進し、誰もが快適な環境の中で、健康で生きがいのある豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指す。

本町は、緑豊かな自然環境、清涼な気候、豊富な歴史的・文化的資源、穏やかな田園環境等、優れた環境と豊富な資源を有しており、これらが心豊かな地域社会を育むとともに、リゾート・レクリエーション地として活用され、地域活性化の一翼を担ってきている。

これらの「高原のまち」としての環境、資源を継承、活用しながら、個性的で魅力のあるまちづくりを進める必要がある。

また、今後、過疎化、少子・高齢化の進む中で、新たなまちづくりを進めていく上では、住民と行政との協働による取り組みの基盤となるふれ合い豊かな活力ある地域コミュニティを醸成していく必要がある。

さらに、本町の長期総合計画においては、「小さくても元気のでるまちづくり」を総合指針として、「住民の期待に応える改革と創造を進め、自立した神石高原町づくり」を目指すこととしている。

こうした考え方にに基づき、本町のまちづくりにおいては、住民の主体的な参加をとおり、地域に暮らす人が輝き、それを包む自然が輝く高原のまちを目指すこととし、次のような将来像を掲げるとともに、まちづくりの方針として次の5項目を掲げる。

<将来像>

『 人 と 自 然 が 輝 く 高 原 の ま ち 』

<まちづくりの方針>

- 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり
- 福祉が充実した安心して暮らせるまちづくり
- 自然と歴史を生かした文化的なまちづくり
- 地域の資源を生かした活力あるまちづくり
- 生活基盤の整った一体感あふれるまちづくり

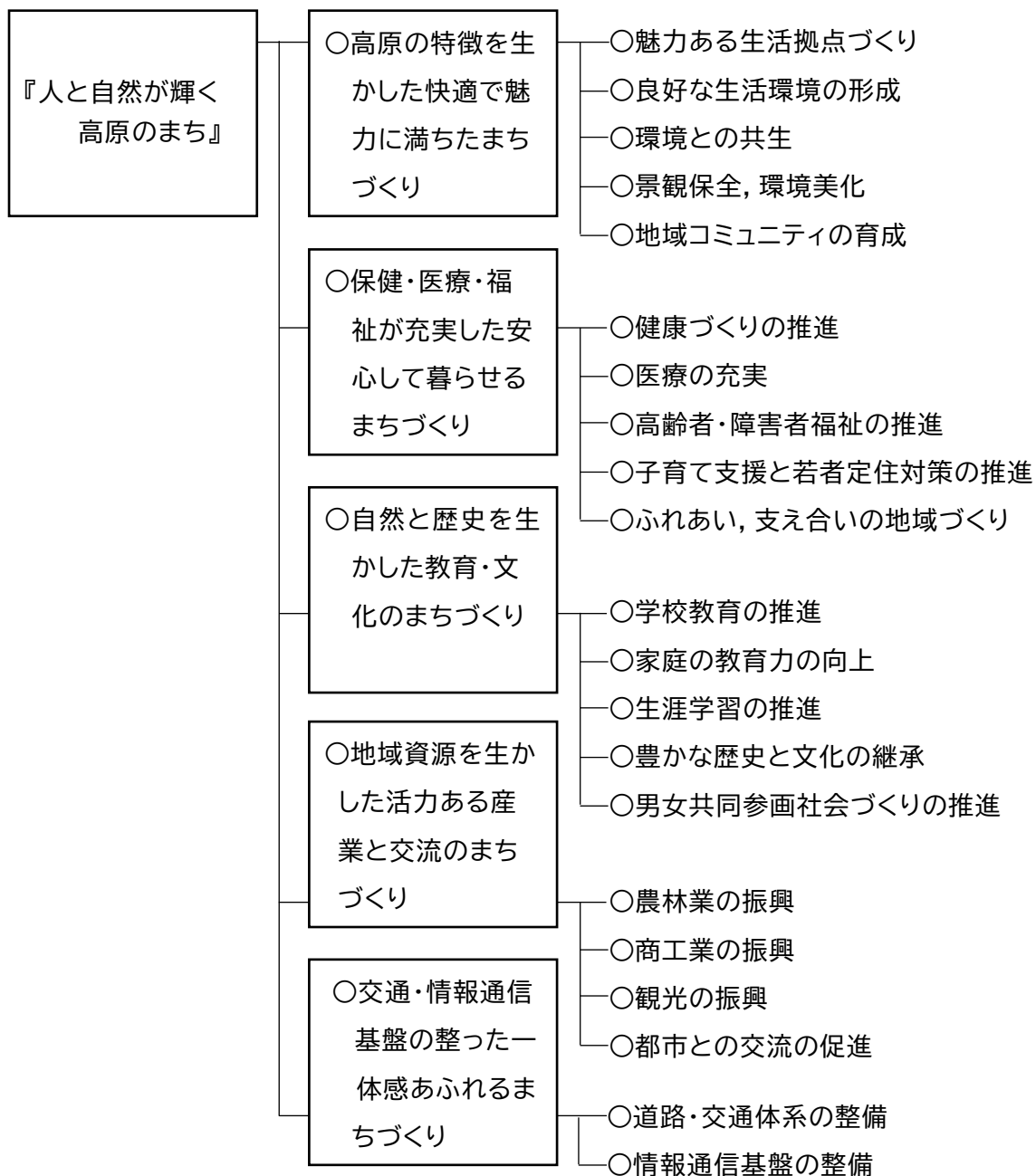
< 基本的施策 >

まちづくりの基本方針に基づく基本的施策は次のとおりである。

< 将来像 >

< まちづくりの基本方針 >

< 基本的施策 >



(ア) 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり

住民が快適で便利な生活を営むことができるよう、各地域に形成されている中心地の集積を生かして、利便性の高い生活拠点づくりを進める。また、上下水道等の生活環境の整備、住まいづくりを進め、若者の定住を促進するとともに、環境保全対策、治山事業等の安全対策、ごみ対策等を通じて、環境と共生する安全で快適な地域づくりを進める。さらに、地域資源の活用、住民の地域活動との連携等により、個性的なまちづくりを進めるとともに、森林の保護、育成、良好な田園景観の形成、統一感のある景観整備等により、神石高原にふさわしい景観づくりを進める。一方、過疎化、高齢化、行政の広域化等が進む中で、地域のコミュニティ活動が維持されるよう、地域コミュニティ強化に取り組むとともに、地域の自立・活性化に向けたコミュニティ活動を支援する等、住民と行政との協働により、活力ある地域づくりを進める。

(イ) 保健・医療・福祉が充実した安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、すべての世代が快適な自然環境の中で、安心して、生き生きと暮らせるよう、『福祉のまち』を内外に宣言し、住民の健康づくりを推進する。

また、町立病院での医療の充実を図るとともに、町内の福祉機関が連携して、高齢者・障害者福祉の充実を図る。令和2年10月から神石へき地診療所を設置し、地区住民の医療体制を維持している。引き続き、関係機関と連携し、地域医療体制の継続を図る。

さらに、子育て支援施策を推進するとともに、地域の人材、組織等を活用して地域で高齢者・障害者等を支え合う地域福祉を推進し、誰もが本町に生まれ、住んで良かったと思えるまちづくりを進める。

(ウ) 自然と歴史を生かした教育・文化のまちづくり

恵まれた自然環境の中で、子ども達の個性と創造性を育み、心豊かに育成するとともに、住民の多様な学習ニーズに対応し、活力と郷土愛豊かな地域社会を形成するため、学校教育の推進、家庭の教育力の向上、社会教育・社会体育の推進等を図る。

また、町内に所在する帝釈峡遺跡群等の歴史的資源の保護に努めるとともに、地域の伝統芸能の継承、住民の文化活動の育成を図る等、自然と歴史を生かした教育・文化のまちづくりを推進する。

さらに、時代の変化に対応しつつ、誰もが安心して暮らせ、活力ある地域づくりを進めるため、男女が互いに人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会づくりを推進する。

(エ) 地域資源を生かした活力ある産業と交流のまちづくり

活力ある産業の振興を通じて豊かで定住性の高いまちを実現するため、和牛、トマト、ぶどうのブランド化をより一層進めるとともに、農産物の生産、加工、流通、販売の一貫した体制づくり、新規就農者の支援、森林の活用等により、農林業の振興を図る。

また、商工会と連携して商工業の振興を図るとともに、起業家の育成、支援等により、雇用の創出と地域経済の活性化を図る。

さらに、既存のリゾート・レクリエーション地の拡充、活用により交流人口の拡大を図るとともに、地域づくり団体等と連携した都市との交流等を促進し、産業とリゾート・レクリエーションが結びついた活力ある産業の育成・振興を図る。

(オ) 交通・情報通信基盤の整った一体感あふれるまちづくり

合併に伴い住民の交流が促進される中で、住民の交通の利便性が確保され、また、様々な情報が容易に受発信できる等、町内の一体性が確保され、域内交流が盛んに行われる便利で活気のあるまちづくりを進める。このため、町内の生活拠点、主要な公共公益施設等を結ぶ周回道路の整備、町営バス運行等の生活交通対策の推進、ケーブルテレビの利活用等により、交通・情報通信基盤の整ったまちづくりを進める。

(5) 地域の持続的発展の基本目標(令和6年度末)

合計特殊出生率 = 2.1

出生数 = 30人/年

青少年人口(0-18) 10.5%(現状維持)

※計画の目標値は、神石高原町第2次長期総合計画及び神石高原町第2期総合戦略の目標値であるため、各計画の終了年度(令和6年度)において改訂するものとする。

以下についても同様とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度総合計画の検証会議で報告し評価を受ける。検証会議で出された意見を基に次年度の事業計画への反映を庁内会議で検討する。また、検証会議の結果については、議会へ報告するとともにホームページ等で公開する。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

(1) 現況と問題点

ア 空き家の増加

人口減少により、放置された空き家の増加が深刻化している。

地域への関心や地域への関わりを深める中で築いた縁が、移住を決めるきっかけとなることが多いことから、町外と本町とのつながりの強化に向けて、本町に目を向け、本町とつながる人や企業の増大を目指す等移住の裾野拡大に向けた関係人口の創出拡大に取り組む。

また、地域の活性化を図るためには、都市との人、物、情報の活発な交流を進めていくことが重要であり、ホームページやSNSの活用により、本町の特性を生かした交流活動の推進に向けた取り組みを強化していくことが必要である。

(2) その対策

ア 移住促進メディア強化

動画配信サービスやSNS等多様なメディアを用いて、有名なユーチューバーやインフルエンサーも活用し、町の既存の施設(サイクリングロードや散歩道等)や自然環境と健康づくりをテーマにした動画によるPRを実施する。

イ 移住・空き家活用支援

地域における移住者の受入体制づくり、空き家改修等を行う地域住民団体等や、空き家を改修する移住者等に対する支援を行い、移住を促進する。また、U・Iターン希望者が求める就業・生活・住宅等の情報を総合的に提供できる体制を整えるとともに、情報発信を行い、町外からの定住を促進する。

また、平成30年豪雨災害により事業の凍結をしていた井関地区の第2定住団地についても、官民連携による開発も視野に入れ定住施策を推進していく。

ウ 子育て住宅等取得支援

町内に移住、定住する目的で住宅を取得する者の経費の一部を支援することにより、定住の促進と町の活性化を図る。

エ 地域間交流

豊かな自然や農林水産資源、特色ある歴史や文化、伝統芸能等を有効に活用し、地域内外との活発な交流を推進することにより地域の活性化を図る。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進, 人 材育成	(1) 移住・定住	井関地区第2 定住促進団地整備事業 住宅建設促進事業 移住促進・空き家活用支援事業 子育て応援のための住宅等取得支援	神石高原町 // // //	
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成			
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	移住促進メディア強化事業 定住相談窓口運営事業 外国人の定住・就労支援 老朽空き家の除却支援 定住促進対策事業	// // // // //	
	移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立			
(5) そ の 他				

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町における平成27年の農家数は1,647戸、農家率は46.6%で、農家数は過去25年間に20.9%減少している。

農家の内訳は、販売農家が62.5%を占めており、その専業別割合は、専業農家39.5%、第1種兼業農家5.4%、第2種兼業農家55%で、安定兼業農家が約60%を占めている。推移をみると、全体として減少しており、特に兼業農家は25年以上その傾向が続いている。

販売農家の平成27年における農業就業人口は1,428人で、その内訳は65歳以上が80.7%を占め、就業者の高齢化が進行しており、担い手の確保、労働条件の改善等への対応が課題となっている。

経営耕地面積は、平成27年で1,200ha、平成2年に比べると48.3%減少しており、集落によっては、遊休農地も目立っている。また、平成27年の1戸当たり経営耕地面積は73aとなっている。

農業生産基盤の整備状況をみると、平成26年度末におけるほ場整備率は61.8%で、広島県平均の64.9%を下回っている。また、耕地1ha当たり農道延長は106.2mで、広島県平均の57.4mを上回っているが、農業機械の大型化により、搬入搬出時において通行に支障をきたしている地域もある。こうしたことから、今後もほ場整備を始めとする農業生産基盤整備に取り組む必要がある。

主要農産物としては、米、肉用牛、トマト、ぶどう、こんにゃく、しいたけ等がある。その中で、肉用牛、トマト、ぶどう、こんにゃく、しいたけは産地として一定の評価を得ているが、トマトを除く農産物の農業産出額は、減少傾向が継続している。現在、県とともに「赤と黒のプロジェクト」として、トマト・和牛・ぶどうの振興を行っている。

特に、就業者の高齢化、担い手の減少等に伴い、農産物価格の低迷等本町の農業を取り巻く環境は厳しいが、一方で、農地所有適格法人による農地の保全や、新たな振興作物の導入等の取り組みも進んできている。

また、農産物を直売している油木百彩館、道の駅さんわ182ステーションを合わせた売上額は、令和2年度で約7億円と非常に大きくなっている。

農業は本町の基幹産業であり、新規就農者を募集・研修し、農による経済力のある定住者を育成し、農地所有適格法人の支援等を通じての基幹的な担い手の育成を図るとともに、近郊都市部に向けて広島県東部の地産地消を働きかけながら、既存農産物のブランド性の強化、新規振興作物の産地化、農業生産基盤の整備、農産物の高付加価値化、加工の推進、多様な販路の開拓、地産地消の推進、安全で高質な農産物づくり等を多面的に推進し、農業の6次産業化を進める必要がある。

表2-1 専兼別農家数の推移

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
販売農家 (戸)	専業	436	496	503	472	464	407
	第1種兼業	454	253	184	191	126	56
	第2種兼業	1,582	1,416	1,175	824	685	567
	小 計	2,472	2,165	1,862	1,487	1,275	1,030
自給的農家(戸)		435	487	530	678	688	617
合 計(戸)		2,907	2,652	2,392	2,165	1,963	1,647
農家率(%)		67.5	62.8	57.3	53.5	52.5	46.6

注-1:農家率は、農家数を総世帯数(国勢調査)で除した割合。

-2:資料は、農林業センサス。

表2-2 農業就業人口の推移(販売農家) (単位:人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 数		3,715	3,107	2,934	2,400	1,958	1,428
	うち男性	1,560	1,324	1,313	1,121	965	721
	うち女性	2,155	1,783	1,621	1,279	993	707
	うち65歳以上	1,793	1,859	2,044	1,776	1,526	1,153

注:資料は、農林業センサス。

表2-3 経営耕地面積の推移(総農家) (単位:a)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
経営耕地 面積	田	154,509	131,372	125,401	91,479	94,500	88,400
	畑	72,379	57,514	43,143	30,894	31,100	28,500
	樹園地	5,191	4,918	2,410	2,607	3,800	3,100
	合 計	232,079	193,804	170,954	124,980	129,400	120,000
1戸当たり経営耕地面積		80	73	71	58	100	73

注-1:1戸当たり経営耕地面積は、経営耕地面積を総農家数で除した値。

-2:資料は、農林業センサス。

イ 林業

本町の林野面積は平成27年で31,129haとなっており、所有形態別では私有林が大部分を占めている。

林種別では、平成27年では人工林率が32.5%で、広島県平均の30.9%をやや上回っている。

林家数は、平成27年で1,926戸となっており、過去25年間に30%減少している。

林道等の生産基盤の整備、施業の集団化等林業の振興を推進しているが、森林所有者の高齢化、不在村地主の増加等により、山林の放置化が進み、手入れの行き届かない森林も増加している。

しかし、森林は国土保全等多様な公益的機能を有しており、森林の造成、保育等集団的・効率的な森林づくりを推進し、豊かな森林資源の保全・造成に取り組んでいく必要がある。

また、地形条件や立地条件の適した山林については、地域住民の憩いの場、レクリエーションの場として有効に活用していくことも必要である。

表3-1 林業等の推移

区 分		平成2年	平成12年	平成17年	平成23年	平成27年
林野面積 (ha)	合 計	31,236	31,070	31,688	31,129	31,129
	国有林	3,670	3,582	3,581	3,579	3,579
	緑資源公団等	8	130	213	193	193
	公有林	971	1,109	1,095	1,065	1,065
	私有林	26,587	26,249	26,799	26,292	26,292
人工林率(%)		33.1	34.3	35.5	32.4	32.5
林家数(戸)		2,754	2,453	2,164	2,115	1,926

注-1:林家数は、保有山林面積が1ha以上の林家。

-2:資料は、農林業センサス、広島農林水産統計年報、広島県林務関係行政資料。

ウ 商工業

本町の卸売業と小売業を合わせた商業は、平成26年で商店数127店、従業者数393人、年間商品販売額約57億円で、その推移をみると、平成9年以降は商店数、従業者数、年間商品販売額とも減少が継続している。

町内には、旧4町村の中心地に小規模な商店街が形成されている程度で、売場面積1,000㎡以上の大型小売店舗もないため、福山市への購買力の流出が著しい。このため、既存商店街の再整備、住民のニーズに対応した商店の育成、共同事業への取り組みの強化等を通じて地元購買力を高めていくことが必要である。

工業は、平成29年で事業所数30か所、従業者数593人、製造品出荷額等約145億円となっている。事業所数・従業者数は10年間ほぼ横ばいであるが、製造品出荷額は5年間でほぼ倍増している。今後も引き続き経営の高度化、技術革新、人材育成支援等中小企業対策の強化を図り、地場企業の活性化を促進していくことが必要である。

一方、厳しい経済環境の中で、新規企業立地が進みにくい状況にあるが、整備した情報通信基盤(光ケーブル網)を有効活用し、企業誘致に向けた取り組みを強化していく必要がある。

表4-1 商業の推移

区 分	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成19年	平成26年
商店数(店)	263	255	236	219	174	127
従業者数(人)	704	751	675	655	472	393
年間商品販売額(百万円)	10,030	10,782	9,226	7,846	6,213	5,686

注:資料は、商業統計。

表4-2 工業の推移(従業者数4人以上の事業所)

区 分	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年
事業所数(店)	85	66	48	31	31	30
従業者数(人)	1,043	764	545	607	556	593
製造品出荷額等(千万円)	758	734	517	741	797	1,449

注:資料は、工業統計。

エ 観光

本町の入込観光客は、令和元年で約65万人となっているが、これは道の駅さんわ182ス

ーションの利用客数43万9千人を加えたものである。この数値を除いても、減少傾向が改善傾向にあることが分かる。

また、観光消費額も、令和元年で約10億円となっており、近年低迷していたが大幅に持ち直している。

令和元年の1人当たり観光消費額は1,447円と、日帰り客主体のため単価が低く、平成4年頃から増減を繰り返している。

本町には、良好な自然環境を生かした多様なリゾート・レクリエーション地が豊富にあり、仙養ヶ原、帝釈峡、スコラ高原、トマトガーデン等道の駅さんわ182ステーション周辺、星居山森林公園、とよまつ紙ヒコーキタワー等において重点的な整備が進められている。これらが相互に連携して、効果的な集客力を発揮していく必要がある。

表5-1 入込観光客の動向

区 分	平成4年	平成9年	平成14年	平成21年	平成26年	令和元年
入込観光客数 (千人)	488 (488)	496 (428)	861 (388)	602 (253)	385 (180)	649 (430)
総観光客数 (千人)	519	549	912	669	485	702
観光消費額 (百万円)	833	853	1,465	441	682	1,016
1人当たり観光消費額(円)	1,605	1,554	1,606	659	1,406	1,447

注-1:総観光客数は、入込観光客数と地元客の合計。()内は道の駅さんわ182ステーションの入込観光客数を除く値。

-2:1人当たり観光消費額は、観光消費額を総観光客数で除した値。

-3:資料は、広島県入込観光客の動向。

(2) その対策

ア 農業

(ア) 農産物のブランド化の推進

本地域の基幹産業である農業について、産業としての自立性を高めるため、農産物のブランド化を引き続き推進する。すでにブランドとして確立しているトマト、ぶどう、及び飼育頭数が増加している和牛の産地として、更なる取り組みを進める。農家の営農技術の向上と有機農業の技術、減農薬による安心安全な農産物の栽培に取り組み、「神石高原の農産物」を確立していく。

(イ) 営農体制の確立

本町の農業を支えるため、認定農業者・個別経営体の育成、集落における農地所有適格法人の経営力の向上等を図るとともに、新規就農者の受け入れを積極的に進める。

また、農用地について、土地条件、営農意向等を踏まえた土地利用計画を策定し、それに基づいて効果的、効率的な施策を講じる。

さらに、高齢化等により営農が困難化している農家、集落の支援等を通じて、地域農業の振興を図る。

農業公社では、農地の保全と維持のため小規模農家の支援を行うとともに、新規就農者の研修等、営農者に対する積極的な支援に取り組む。

(ウ) 農産物加工・流通体制の強化

農産物加工の推進や多様な流通・販売ルートの開拓等による農産物の高付加価値化を図るため、農産物生産・選果場の機能強化・加工施設等の整備や利用の促進を進める。

また、農業団体、商工会等と連携して、農産物の効率的な流通を促進するとともに、産直市場(道の駅さんわ182ステーション, 油木百彩館)を核として、生産、加工、流通・販売体制の一元化を推進し、新鮮で安全な農産物や加工品を町内外に供給する。

(工) 農業基盤の整備

効率的かつ高能率な農業生産を推進するため、農地造成、ほ場整備、農道整備等農業生産基盤の整備を推進する。特に、トマト・ぶどう産地の発展を目指すため、新規就農者の設備投資負担が少ない小規模な農地造成や資金造成に取り組む。

(オ) 畜産の振興

「和牛の里」を中心として、繁殖基地の機能を拡充するとともに、全農広島神石肥育実験牧場等の関係機関と連携して神石高原の和牛のブランド化をより一層進めるとともに、生産性の高い企業的経営体の育成、規模拡大等による生産効率の向上、生産者の生産管理技術の向上、環境保全対策の強化による競争力の向上・企業誘致等により、畜産の振興を図る。

また、地域環境と調和した安定的な生産を確立するため、家畜排泄物の適正処理とリサイクルによる有機質資源の活用等耕畜連携の取り組みを進める。

(カ) 県立油木高等学校との連携

トマトや畜産をはじめとする農業技術の向上を図るとともに、新規就農者の確保、人材の育成等の観点から、県立油木高等学校との連携を強化し、未来に向けて持続可能な農業の確立を目指す。

イ 林業の振興

(ア) 森林の保全と活用

森林については、経済林と水源かん養林、国土保全林、保健休養機能等を有する共生林等の機能に応じた森林整備や林道・作業道整備を推進する。

また、森林を活用して都市との交流を促進する等、森林の再活用を図る。

(イ) 林業の振興

林業の振興に向けて、林道の整備等による作業の効率化や森林施業計画等の数値情報化による経営の効率化を図るとともに、優良材の生産の促進、国産材の利用の促進、しいたけ等特用林産物の生産の促進を図る。

ウ 商工業

(ア) 商業の振興

既存商店街については、住民生活に利便性と魅力を提供する場、出会いと交流の場として、商店街の環境整備による魅力的な街並み形成や日常生活サービス機能の維持、強化に努める。

また、商店経営の近代化や高度化を図るために、商店街の共同事業への取り組みの推進、個別商店に対する経営指導の強化、融資制度の充実に努める。

(イ) 工業の振興

工業については、既存事業所の活性化を図るため、技術の高度化、高付加価値化、経営体質の強化を支援するほか、工業適地の確保に努めるとともに、福祉、環境等多様な分野の企業誘致を推進する。

エ 観光

(ア) 豊富な地域資源の活用

多様なリゾート・レクリエーション資源を活用して、高原型リゾート地としてのイメージを強化し、来訪客の増大を図るため、既存レクリエーション資源の魅力化と新たな資源の発掘、創出に努める。

また、これらの資源を有機的に結ぶレクリエーションネットワークの形成、来訪客の受け入れ体制の強化、特徴のあるイベントの開催、情報の受発信体制の強化等を推進する。

平成26年9月、仙養ヶ原の再整備をPFI事業により着手し、「神石高原ティアガルテン」として新たな観光資源として整備を進めているが、さらに、スコラ高原・サンワの森・町保有地の利活用についてその方向性を検討する。

これらの取り組みは、令和3年度に策定する「神石高原町観光振興計画」を町の観光マスタープランとして、アフターコロナ、ウィズコロナにおける新たな観光需要の創出、関係人口・交流人口の増加といった観点も踏まえ推進していく。

(イ) 住民との連携

住民と連携して、リゾート・レクリエーションの振興を効果的に進めるため、本町のリゾート・レクリエーション地に対する住民の理解を深めるとともに、来訪者に地元の食材、みやげ物を提供する等、住民が参加できる仕組みづくりを行う。

(ウ) 都市との交流の促進

都市をはじめとする多様な交流の促進を通じて本町の活性化を図るため、歴史・文化・伝統行事、イベント等の情報提供を推進するとともに、交流団体の育成、支援やネットワークづくり等を推進する。また、農業や里山を活用した農業体験、ふる里体験等を通じて、都市との交流を促進する。

さらに、姉妹都市縁組み、流域交流等他地域との行政、住民レベルの交流を推進し、本町の個性や魅力の再発見を通じて新たなまちづくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業 水産業	畜産振興施設整備事業（堆肥施設整備事業）	神石高原町	
		地産地消推進事業	//	
		農地耕作条件改善事業	//	
		野菜選果場改修事業	//	
		有害鳥獣処理施設整備事業	//	
		飼料稲刈取機械整備事業	//	
		農産物出荷施設整備事業	//	
		小規模農業基盤整備事業（農業用排水路・暗渠排水）	//	
		農業基盤整備促進事業 神石高原地区 農道舗装・農業用排水路・暗渠排水・ため池改修	//	
	営農体制の確立, 強化	//		
	高収益作物への転換	//		
	耕作放棄地の再生	//		
	ひろしまの森づくり事業	//		
	森林環境譲与税	//		
	森林整備地域活動支援事業	//		
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設 農業 林業 水産業			
	(4) 地場産業の振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設	特産品開発及び販路拡大	//	
さんわふるさと活性化センタートイレ改修事業		//		
	(5) 企業誘致	企業のための住宅支援	//	
最先端技術をもつ企業誘致		//		
社会貢献施設誘致		//		
	(6) 起業の促進	農業版企業誘致	//	
	(7) 商業 共同利用施設 その他			
	(8) 情報通信産業			
	(9) 観光又はレクリエーション	商工会活動支援事業	//	
さんわふるさと活性化センター遊具整備事業		//		
観光施設整備事業 仙養ヶ原森林公園整備事業		//		
観光施設整備事業 帝釈峡スコラ高原整備事業		//		
観光施設整備事業 星居山森林公園整備事業		//		
観光施設整備事業 米見山山頂公園整備事業		//		
観光協会支援事業		//		
特定地域づくり事業協同組合事業		//		
ビレッジハウス仁吾川整備事業		//		
観光施設整備		//		
トレイルセンターしんりゅう湖整備事業		//		
道の駅の活性化		//		
きのこの森公園整備事業	//			
比婆道後帝釈峡国定公園 集団施設地区・歩道等整備(広島県)	広島県			

	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産 業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他 基金積立	地域通貨循環事業(こうげん通貨等) 健康をテーマとした観光地づくり インバウンド需要確保	神石高原町 // //	
	(11)その他			

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては、備後圏域をはじめ周辺市町との連携に努める。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
神石高原町全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信

本町では、テレビ受信において、狭隘な谷間に住居が点在していることから、アナログ放送難視聴地域、及びデジタル放送難視聴地域が存在した。アナログ放送は平成23年に停波したため視聴できなくなったことから、平成23年4月に町全域を対象としたケーブルテレビ施設の整備を完成させ、地上デジタル放送、BS、CSデジタル放送サービス、インターネットサービス及びIP告知放送サービスを実施することにより、地域住民の生活利便性の向上及び地域経済の活性化を図っている。その他、教育、産業、暮らし等のさまざまな分野で活用を促進する。

また、行政サービスの向上のため、行政のデジタル化への取り組みが更に必要である。

(2) その対策

ア 情報通信

(ア) 情報通信基盤の強化・活用

情報通信の活用により、地域内外の情報を受発信し、地域の活性化に資するとともに、便利で豊かな住民生活を実現するため、情報通信基盤整備を推進する。具体的には、平成23年4月に供用開始した町全域を対象としたケーブルテレビ施設を利用し、地上デジタル放送、BS、CSデジタル放送サービス、インターネットサービス及びIP告知放送サービスを実施することにより、地域住民の生活利便性の向上及び地域経済の活性化を図る。

また、住民のニーズに即したコミュニティ情報や行政情報を提供することにより、当該地域の一体化を促進する。

あわせて、町内住民が格差のない一律的かつ安定的なサービス提供のため、ケーブルテレビ施設等の整備運営に必要な経費の財源に充てるよう、基金を設立している。

(イ) 行政におけるデジタル化の推進

行政におけるデジタル化については、電算システムの統合、電子自治体等、セキュリティ対策に配慮しながら、幅広い分野におけるサービスのデジタル化を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設			

	テレビジョン放送 等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設 そ の 他	情報通信基盤整備事業(か がやきネット運営事業) 町内の通信設備	神石高原町 //	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情 報 化 デジタル技術活用 そ の 他 基 金 積 立	かがやきネット管理運営基 金 デジタル推進基金	// //	
	(3) そ の 他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

5 交通施設の整備, 交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通

本町の道路網は、国道182号が神石郡の中央部からやや東側を縦断し、福山市と東城町を結ぶ主要幹線道路となっている。また、国道182号は山陽自動車道と中国縦貫自動車道に連絡している。

このほか、主要地方道芳井油木線、同三原東城線、同新市七曲西城線、同吉舎油木線、一般県道布賀油木線、同牧油木線、広域農道等の幹線道路で構成されている。

道路の整備状況は、令和3年4月1日現在で国道は全線改良済みであるが、主要地方道の改良率は、油木地区及び豊松地区で低くなっているほか、一般県道の改良率も低くなっている。さらに、町道の改良率も44.7%と低くなっている。

このため、道路の整備を計画的に進める必要があり、特に本町の一体性を確保するための道路、災害等の緊急時に必要な道路等の整備を促進する必要がある。

農林道は、林野1ha当たり林道延長は県内の町村平均の整備水準をやや下回っているが、耕地1ha当たり農道延長は大きく上回っている。地区の実情に応じて計画的な整備を進めていく必要がある。

公共交通機関は、バスが主となっており、民間乗合バスと町が運行している。その内訳は、令和3年10月1日現在で、民間乗合バスが3路線、町営バスが2路線で住民の通勤・通学・通院等の交通手段となっている。

面積が広く集落が点在する地理的条件に加え、高齢化の進行によりバス利用が低迷する状況を受け、平成29年度からタクシー運賃の助成事業(ふれあいタクシー事業)を導入し、日常の移動手段として多くの方が利用している。

路線バスやふれあいタクシー事業の実施に伴い、町の財政負担が増加する傾向にあり、事業の安定的維持が課題となっている。

地域公共交通の在り方については、「神石高原町地域公共交通協議会」を設置し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通体系の構築を図っていく。

(2) その対策

ア 広域連絡道路の整備

高速交通体系への連絡機能を強化するとともに、福山市等近隣都市とのつながりを強化するため、本町の南北軸となる国道182号の整備を働きかける。

また、広島空港へのアクセスの向上を図るため、関係市町と連携して関連道路の整備を働きかける。

イ 周回道路の整備

本町の各生活拠点、産業拠点等を効率的に結び、本町の一体性の確保を通じて、豊かな住民生活と活力ある産業活動、効率的な行政サービス等の基盤を確保するため、国道182

号, 主要地方道芳井油木線, 同三原東城線, 同新市七曲西城線, 同吉舎油木線, 一般県道布賀油木線, 同草木高光線, 同三和油木線, 町道油木豊松線, 広域農道, 一般農道等で構成される周回道路の整備を促進する。

ウ リゾート・レクリエーション振興に配慮した道路の整備

帝釈峡, スコラ高原, 仙養ヶ原(神石高原ティアガルテン), 星居山森林公園, 権現山, 米見山, とよまつ紙ヒコーキタワー等の主要なリゾート・レクリエーション地を結び, 都市との交流の促進と地区の振興を図るため, 国道182号, 周回道路と一体的に, 一般県道帝釈峡井関線等の整備を促進する。

エ 主要な道路の整備

周回道路等と一体的に, 各生活拠点と集落, 集落相互を結び, 住民の日常生活の利便性の向上と地区産業の振興を図るため, その他の県道, 主要な町道等の整備を進め, 体系的な道路網の形成を図る。

また, 小中学校通学路の安全整備を促進する。

オ 農林道の整備

農林道については, ほ場整備や森林整備とリンクさせながら, 計画的かつ効率的な整備を推進する。

カ 生活交通対策の推進

本町の生活交通対策については, 高齢化の進行と多様化する住民ニーズのなか, 「神石高原町地域公共交通網形成計画」(令和2年3月改定)を策定し, 乗合バス, 町営バス, バス運賃の低額化, タクシー運賃の助成事業(ふれあいタクシー事業)等各種交通サービスの在り方を検証し, 地域実態に応じた効率的, 効果的な事業実施に取り組んでいる。

とりわけ路線バスは, 中山間地域の主たる交通手段であり, 隣接する市町を結ぶ広域移動手段としての役割は大きく, 路線の維持を最優先に取り組んでいかなければならない。

ふれあいタクシー事業については, 高齢者等の身近な生活交通手段として定着しており, 持続可能な地域公共交通体系の構築に向け「地域公共交通網形成計画」を基本に取り組みを進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備, 交通 手段の確保	(1) 市 町 村 道 道 路	社会資本整備総合交付金事業(町道 宇賀線)	神石高原町	
		社会資本整備総合交付金事業(町道 日の郷線)	//	
		単独町費町道整備事業(町道 油木豊松線)	//	
		単独町費町道整備事業(町道 有元高水池線)	//	
		単独町費町道整備事業(町道 上組城江線)	//	
		町道宇賀線(神石地区) L=2,100m W=7.0m	//	
		町道黒木桑木線(三和地区) L=2,400m W=7.0m	//	
		町道市場野田丸線(油木地区) L=200m W=5.0m	//	
		町道油木豊松線(油木地区) L=2,000m W=5.0m	//	
		町道有元高水池線(油木地区) L=150m	//	
町道上組城江線(三和地区) L=1,063m W=5.0m	//			
町道小畠通学路線(三和地区) L=110m	//			
町道時安線・第二工区(三和地区) L=1,940m W=7.0m	//			
町道日ノ郷線(豊松地区) L=740m W=5.0m	//			
国県道改良事業負担金 国道 1 路線・主要地方 道 5 路線・一般県道 12 路線	広島県			
第2定住団地道路整備	神石高原町			
橋りょう 橋りょう修繕事業	//			
社会資本整備総合交付金事業-橋りょう・トンネ ル補修事業	//			
橋りょう・トンネル定期点検業務	//			
その他 認定路線草刈等補助事業	//			
公共事業事務移譲業務 県道三和油木線	//			
(2) 農 道	農道神石広域農道線 橋梁等点検修繕 1式 農道施設長寿命化 点検・修繕 農林道施設長寿命化 点検・修繕	// // //		
(3) 林 道	林道大畠線改良工事 林道施設長寿命化 点検・修繕	// //		
(4) 漁港関連道				
(5) 鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 その他				
(6) 自 動 車 等 自 動 車 雪 上 車				
(7) 渡 船 施 設 渡 船 係留施設				
(8) 道路整備機械 等				

(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活交通機関確保事業(民間路線バス助成, 町営バス運営, バス運賃低額化, タクシー運賃の助成事業等)	〃	
交通施設維持 その他 基金積立			
(10) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本町の上水道は、簡易水道、飲料水供給施設の2つの事業によって構成され、令和3年3月31日現在の水道普及率は54.1%で、広島県町平均の85.6%に比べると、整備水準が著しく低いほか、地域によって格差がある。このため、地域の実情を踏まえた給水施設の整備を検討する必要がある。

下水道は、農業集落排水事業のほか、浄化槽の設置整備補助事業により汚水処理を推進している。

令和3年3月末日現在の下水道等の普及率は74.4%で広島県平均の75.8%に比べると整備水準が低い、これは中山間地域の特性によるものである。今後は、施設の老朽化に対応した計画的な更新を進めていく。

イ 廃棄物処理施設

本町のごみ処理の運営については、業務委託により、また、し尿の収集運搬は直営で、施設の管理は業務委託により事業を実施している。

しかし、ごみについては収集体制を整備しているが収集率が低く、いまだ自家処理によるものがあり、適正な処理への理解を得る必要がある。

さらに、ごみの発生・排出の抑制、リサイクルの推進、再資源化等、循環型社会形成に向けた取り組みを強化していくとともに、ダイオキシン対策等ごみの適正処理に努めていく必要がある。また、道路沿いの空き缶等ごみの不法投棄も目立ってきており、啓発活動等の取り組みも必要である。

し尿処理については、処理施設が老朽化してきており、計画的に施設の更新を進めている。

ウ 消防・防災

本町の消防体制は、常備消防として福山地区消防組合が設置されているとともに、非常備消防として消防団が組織されており、特に、消防団は火災、自然災害等において重要な役割を果たしている。

今後、常備消防については、消防力や救急体制の強化・充実に向けて、装備の計画的な整備や職員の資質の向上に取り組んでいくことが必要である。

また、消防団については、高齢化による団員の減少、新規団員確保の困難化、町外への就業者の増加に伴う昼間可動人員の減少等の問題点を抱えており、組織の再編・強化が求められている。

消防施設については、消火栓、防火水槽等の整備を進めているが、円滑な消防活動の確保を図るため、計画的な整備を今後も進めていくことが必要である。

防災体制については、地域防災計画に基づいて災害応急対策を確立するとともに、住民の自主防災体制の充実、自然災害対策の強化、防災連絡システムの強化等を進めていく必要がある。

エ 住宅

本町の住宅は、ほとんどが一戸建て持ち家であり、借家も町営住宅が大部分である。

本町の町営住宅は、令和3年9月現在で227戸であるが、の中には老朽化が進んでいる住宅もみられ、計画的に建替え整備を行うとともに、その他の住宅についても、設備改善・改修等によるバリアフリー対策を進めるとともに、防犯性の観点も取り入れて推進する必要がある。

また、本町においては、若者向け住宅の建設、空家バンクを利用する場合に様々な助成制度を設けて定住化を促進しているが、今後も、若者、ファミリー、高齢者向け住宅の建設や、住宅地供給等多様なニーズに対応した住宅・宅地の提供を図り、若者定住や人口流入の促進を図る必要がある。

オ 斎場及び火葬場

本町の斎場及び火葬場は業務委託により事業を実施している。竣工後20年以上が経過し、老朽化してきている。

カ その他

公園・広場は、子どもの遊び場、高齢者の健康維持等に重要な役割を果たしているが、配置に偏りがあること、管理が不十分なこと等の問題点を抱えており、施設整備に対する基準や管理体制の明確化を図る必要がある。

また、住民主体で、花いっぱい運動等の景観づくりや、河川、湖の水質浄化等の環境管理活動が行われており、これらの活動に対する支援を強化する必要がある。

一方、犯罪の発生や交通事故の増加等、高齢者を始めとする住民の日常生活に対する不安が高まっており、安全で安心できる生活の確保への取り組みを強化していくことが必要である。

(2) その対策

ア 上下水道

快適な生活環境を確保するため、簡易水道、飲料水供給施設等の更新・計画的な整備、農業集落排水事業を推進する。

イ 廃棄物処理施設

環境にやさしい循環型地区社会の形成を図るために、環境への負荷の低減に向けた総合的な取り組みを行うこととし、住民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量化・資源化を進めるとともに、廃棄物の不法投棄の防止に努める。生活排水対策については、浄化槽の普及を図るとともにし尿処理施設等廃棄物処理施設の計画的な整備を図る。

また、産業廃棄物については、関係機関との連携により適切な対応を図るとともに、地区

住民との協働により水質浄化、緑化等の環境保全対策を推進する。

ウ 消防・防災

住民一人ひとりが安心して暮らせるよう、地域防災計画に基づいて、情報収集・連絡体制、生活支援対策等の強化に努めるとともに、自主防災組織の育成・強化を行い、地域や関係機関と連携した災害体制の強化を図る。

また、火災の発生を未然に防止するため、住民の防火意識の高揚を図り、家庭や事業所における予防体制の強化を促進する。あわせて、効果的な消防活動の確保を図るため、消防団の装備の充実や地域の実情に応じた消防水利施設の整備を計画的に進める。

さらに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域の実情に応じた土砂災害防止施設や治山施設、河川、ため池の整備、危険空き家の除却等自然災害対策を計画的に行う。

エ 住宅

定住性の高い住まいづくりを推進するため、民間住宅における良質な住宅の建設やバリアフリー化等住宅改造の促進、子育て世代、高齢者等のニーズに対応した町営住宅の整備、利便性の高い地域における田園環境と調和した住宅・宅地の供給等を推進する。

あわせて、「神石高原町に住んでよかった。住みたい。」と思えるまちづくりの実現のため、新規及び既存の定住者に対し、住宅購入や改築に係る経費負担の補助をする。

オ 斎場及び火葬場

今後もサービスを低下させないよう安定した運営を行う必要がある。また、施設については、計画的に修繕していく必要がある。

カ その他

快適な生活環境を確保するため、住民の憩いの場、運動等多様な機能を有する公園・広場について、施設整備基準及び管理運営体制の明確化のもとに整備を推進する。

また、良好な景観を形成するため、多様な景観資源の維持、活用を図るとともに、生活拠点、幹線道路沿いなどの景観上重要な地域について、地域特性に配慮しつつ、高原のまちとしての統一感のある景観の整備を図るほか、住民、事業所等と連携して、身近な地域の景観づくりに取り組むこととし、地域住民による景観づくりを積極的に支援する。

一方、犯罪の起こらないまちづくりを推進するため、住民の防犯意識の高揚と地域における自主的な防犯活動を促進する。さらに、高齢者の交通事故防止対策を中心として交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、対象に応じた段階的な交通安全教育及び地域ぐるみの交通安全運動を推進するほか、自動車だけでなく歩行者、自転車利用者の安全を確保するために、歩道、交通安全施設の整備を進める。

その他、町独自の新エネルギー導入助成制度を創設する等、循環型社会の形成や新エネルギー導入に向け取り組む。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	生活基盤施設耐震化等交付金事業 高蓋・井関・四日市地区簡易水道施設整備事業 水道未普及地域解消事業 安田下地区簡易水道施設整備事業	神石高原町 // //	
	その他	簡易水道施設維持修繕 簡易水道再編推進事業 水道未普及地域解消事業 臂政・野地区連絡管整備事業 臂政・野地区連絡管整備事業 飲料水供給事業 飲料水供給施設修繕改修 井関第2定住団地給水事業 水源調査事業	// // // // // // // //	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水 施設	農業集落排水事業-市場地区 回分槽改修工事 農業集落排水事業-施設の年次改修 農業集落排水施設維持経費 小型浄化槽設置整備事業	// // // //	
	地域し尿処理 施設 その他			
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	RDF 施設修繕 RDF施設休止工事 次期ごみ処理対策事業 クリーンセンターじんせき施設修繕 グリーンセンター陽光修繕	// // // // //	
	し尿処理施設	し尿処理施設修繕 し尿処理施設全リン全窒素UV計等更新工事 し尿処理車輛整備事業 し尿処理施設整備	// // // //	
	その他			
	(4) 火葬場	やすらぎ苑施設修繕 やすらぎ苑施設改修	// //	
(5) 消防施設	消防設備整備事業(消防車両購入事業) 消防施設整備事業(防火水槽設置事業) ヘリポート整備事業 防災対策事業	// // // //		
(6) 公営住宅	公営住宅等修繕	//		
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	生活 環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他 基金積立			
(8) その他				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

7 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、施策を推進している。過疎化や出生率の低下に伴う少子化, 女性の社会参加等児童を取り巻く環境が変化している状況の中で, 本町においては公立保育所を5か所設置しているほか, 乳児保育を行っている託児所が1か所, 私立幼稚園が1か所ある。

保育については, 障害児保育, 一時預かり等を行っている。多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る必要があるほか, 老朽化等に対応して, 保育施設の計画的な整備を図る必要がある。

また, 本町では, 乳幼児から高校生までの子どもや保護者, 保育, 教育に携わる保育士, 教師などの多様な相談に応じるために, 「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「教育相談アイ♡アイ」を設置している。

障害者福祉については, 令和3年3月に「第6期障害福祉計画／第2期障害児福祉計画」を策定し, 施策を推進してきている。本町には, 身体・知的・精神障害者を対象とした就労継続支援事業所(作業所)があり, 今後こうした施設と連携して, 障害者のグループホームの利用も含め, 住み慣れた地域で安心して快適に暮らしていくことができるよう, 在宅福祉の向上と生活の自立支援の充実を図っていくことが必要である。

また, 町内には, 保健活動を推進するために「保健福祉センター」を設置している。この施設を活用した保健福祉サービスの提供・拡充をすることが必要である。

さらに, 住民を取り巻く社会状況が大きく変化し, 住民の福祉ニーズが多様化, 高度化する中で, 住民の福祉に対する理解を深め, 住民の相互扶助による地域福祉を進めていくことが必要である。

イ 高齢者福祉

神石高原町の高齢化率は令和3年1月1日で47.9%と県下でも2位となっている。超高齢社会を迎えている神石高原町において高齢社会対策は重要課題である。

町では, 令和3年3月第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(高齢者プラン)を策定し, 高齢者に対する福祉事業及び介護保険事業を総合的, 一体的かつ適切に推進するための指針を定めている。

介護保険対象となるサービスとして, 施設サービスは介護老人福祉施設が3か所, 介護老人保健施設が1か所立地しており, 在宅サービスは, 居宅介護支援事業所が4か所, 介護予防支援事業所が1か所, 訪問介護事業所が3か所, 訪問看護事業所が1か所, 通所介護事業

所が5か所、通所リハビリテーション事業所が1か所、短期入所生活介護事業所が2か所、短期入所療養介護事業所が1か所、福祉用具貸与・福祉用具販売事業所が1か所、小規模多機能型居宅介護事業所が1か所立地している。さらに、認知症対応のサービスについては、認知症対応型通所介護事業所が1か所、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)が4か所立地している。

また、高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスをはじめ、医療サービスなど多様な支援を継続的かつ包括的に提供する「地域包括ケア」の中核機関として、地域包括支援センターを設置している。

現在、地域包括支援センターが中心となり、地域で生活している高齢者に必要な支援が早期に適切に行えるよう、関係機関のネットワークを構築し、毎月の定例の連絡会議の中で情報収集と支援の検討を行っている。また、一人暮らしの高齢者、虚弱な高齢者で定期訪問による見守りが必要な高齢者を対象に見守り訪問も実施している。

今後も「地域包括ケア」の推進のため、地域包括支援センターの機能強化を図り、相談支援体制の充実、高齢者の権利擁護事業の強化、地域住民を主体とした自主的取り組みへの支援とあわせて、保健・医療・福祉の関係機関、団体等が連携し、地域包括支援センターを核としつつ地域全体で高齢者を支える体制の強化が必要である。

ウ 健康づくり

住民の健康保持増進を図るため、健康相談、健康診査等の保健事業や介護予防事業等健康づくり事業を実施している。

今後さらに超高齢社会を迎える中、多様化する住民のニーズに対応した健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住民の健康増進に関する計画「健康神石高原21計画(第2次)」を策定し、保健・医療福祉が密接に連携を図りながら、健康づくり事業の充実に努めている。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

若者、子育て世代が安心して子どもを産み、育てることに喜びが持てるよう、社会全体で子育てを支援する体制を確立する。

また、子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実、学童保育の実施、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに子どもの貧困対策に取り組み、児童が健やかに育つ環境づくりを推進する。

特に、保育ニーズの多様化に対応し、保育所における延長保育、休日保育、病後児保育等への対応、老朽化した保育施設の計画的な整備に取り組む。子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しみながら子育てできるよう、「子育て世代包括支援センターにじいろ」、「地域子育て支援拠点おひさま広場」を充実させる。また、子育て・不登校・児童虐待等多様な相談に適切に対応するため、「子ども家庭総合支援拠点」「教育相談アイ♡アイ」の相談・支援体制の拡充を図るとともに、保護者相互の交流の場(つどいの広場)の確保に努める。

さらに、障害のある人については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別・程度、年齢に応じた保健・医療・福祉・教育・就労等の支援に努める。

一方、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインにより、誰にもやさしい環境づくりを推進する。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、保健・医療・福祉の連携、関係機関、団体等の連携体制を密にし、地域包括支援センターを核としつつ地域全体で高齢者を支える体制の強化に努める。

このため、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括ケアの推進を図るとともに、地域住民を主体とした自主的取り組み、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア等による取り組みへの支援体制の確立に努める。

また、介護保険サービスについては、サービス提供事業者と連携してサービス供給量を確保し、質が高く、適切な介護サービスを提供できるように、適正な介護認定の実施、介護及び介護予防ケアマネジメントの充実、包括的・継続的ケアマネジメントの推進を図る。

ウ 健康づくりの推進

住民一人ひとりが生涯にわたって健康な暮らしができるよう、ライフステージに対応した保健・医療の充実を図る。このため、健康管理意識の高揚と、乳児から高齢者に至るまでの疾病の予防から早期発見、治療、リハビリテーションに至る体系的な地域保健・医療体制の確立に努めるとともに、「健康神石高原21計画(第2次)」に沿って、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりを推進するとともに、住民一人ひとりの健康づくりの取り組みを社会全体で支援する環境づくりを、家庭、地域、学校、職場、診療所・病院等関係団体、行政機関等の協働のもとに推進する。

健康神石高原21計画（第2次）

○ 基本方針1 正しい生活習慣をつくります

日常生活の中における望ましい生活習慣を具体的に示し、意識啓発を行い、正しい生活習慣を身につけることができるよう取り組みます。

○ 基本方針2 自ら健康を守ります

自分の健康は自分で管理することを基本に、住民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むことが大事であり、その取組を支援するためにきめ細かな情報提供、活動の場の提供を行います。

○ 基本方針3 地域協働による健康づくりに努めます

住民全ての健康の保持・増進と安心安全な生活ができる社会を実現するために、住民、地域団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、地域協働による健康づくりを推進します。特に、健康づくりに関わっている担い手の連携を強化するとともに、それぞれの担い手が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

エ 保健・医療・福祉推進体制の拡充

住民一人ひとりの保健・医療・福祉に関するニーズを的確に把握し、サービスを迅速かつ総合的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るために、保健・医療・福祉体制が連携し一体となるよう取り組みを進める。

オ 高齢者等のデジタル格差の解消

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」では、スマートフォンやウェアラブル端末などのデジタル機器が生活の質を向上させる重要な役割を担うことが期待される中、高齢者等のデジタル格差の解消は喫緊の課題である。

高齢者等のデジタル機器の利用を促進し支援することによりデジタル格差を解消し、高齢者等の健康増進及び安全安心の確保につなげる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設	ファミリーサポート事業 親と子の居場所事業 子どもの居場所事業 保育所改修整備事業 神石高原町立保育所等建設事業 病後児保育事業	神石高原町 // // // // //	
	(2) 認定こども園	認定こども園移行に係る整備交付金事業	//	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター- 老人ホーム 老人福祉センター その他	高齢者福祉事業	//	
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及び 母子健康包括支援センター	子育て世代包括支援センター「にじいろ」 事業	//	
	(8) 過疎地域持続的発展特 別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他 基金積立	妊婦及び乳幼児, 児童等インフルエンザ 予防接種費助成事業 おたふくかぜ予防接種費助成事業 第2子以降保育料無償化事業 相談事業 子育て人材バンク事業 不妊治療費助成事業の拡充 子どもの医療費助成 里親制度の周知 食の自立支援事業(配食サービス) 高齢者等インフルエンザワクチン接種事 業	// // // // // // // // // // // //	
	(9) その他	デジタル機器を活用した健康増進事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設としては、令和3年9月1日現在で、病院1か所(病床数83床)、一般診療所2か所、歯科診療所5か所が立地している。また、無医地区については、通院手段の確保に努めている。救急医療については、初期救急医療は福山市医師会が実施する在宅当番医制度があり、第二次救急医療は神石高原町立病院が役割を担っている。

こうした中、現在、令和4年5月の開院をめざして、新町立病院の建設工事が進められている。新病院に隣接し、令和3年10月に稼働した神石高原町役場新庁舎とあわせ、保健・医療・福祉が一体となったサービスの提供が期待されている。

(2) その対策

住民が安心して医療サービスを受けられるよう、神石高原町立病院の診療機能の充実、行政、病院、診療所相互の連携の強化を図るとともに、町内への医療機関の誘致を推進する。さらに、在宅当番医制度及び第一次救急医療の充実や小児救急医療体制の整備に努める。

また、高齢者が医療サービスを受けやすいよう、町営バスの定額化、ふれあいタクシー運行等により通院手段の確保に努めるほか、高齢者の在宅介護を支援するため、医療機関と連携して訪問診療、訪問看護等のサービス提供体制を強化する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車(艇) その他	医療機器及び備品購入整備事業 町立病院事業 町立病院移転新築工事	神石高原町 // //	
	(2) 特定診療科に係る診療施設 病院 診療所 巡回診療車(船) その他			
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院 民間病院 その他 基金積立	町立病院政策医療交付金事業 診療所経費(町立診療所政策医療交付金) 町立病院職員確保対策事業	// // //	
	(4) その他	医療従事者奨学金貸付事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校教育施設は、令和3年5月1日現在で小学校5校、児童数304人、中学校2校、生徒数163人である。児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響によって年々減少しており、適正な規模を確保するため小学校は平成23年度に7校から5校に、中学校は平成26年度に4校から2校に統廃合を行った。

学習内容については、心の教育、基礎学力の向上を図ることや総合的な学習、郷土学習等特色ある教育の展開を進めていくことが重要となっており、ALT(外国語指導助手)など専門的知識や経験を持ったスタッフのほか、小・中・高等連携事業に取り組んでいる。

また、地域とともにある学校づくりに向けて、積極的に情報を公開するとともに、学校と家庭・地域との連携を強化していくことが必要である。

さらに、教育委員会の指導力の強化を図るとともに、教職員の資質の向上や多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取り組んでいく必要があるほか、教育環境の整備に努める必要がある。

就学前教育については、私立幼稚園が1園設置されているのみで、保育所がその機能を代替している地域が大部分である。

幼保小連携等新しい教育・保育ニーズへの関心が高まっていることから、地域の実情に応じた就学前教育の充実を図っていくとともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校が相互に連携した教育活動を展開していく必要がある。

高等学校は公立1校のみで本町の重要な財産であり、公設塾「はやぶさ塾」やプロジェクト学習「神(JIN)ゼミ」の開設、クラブ活動等、町を挙げて教育活動に対する支援を行っている。今後も、学校の存続や中高連携の推進等に向けた取り組みを強化する必要がある。

イ 生涯学習等

町内には、令和3年4月1日現在で、公民館、図書館、民俗資料館などの生涯学習施設が10館設置されている。これら施設を活用して多様な学習講座の開催やサークル活動が行われているが、その多くは各種教室及び体験学習であり、今後は住民ニーズに応じた学習プログラムの開発や地域の資源や学校施設等と連携した生涯学習推進体制を確立することが必要である。

また、体育・スポーツ施設としては、シルトピアセンター、天神原グラウンド、トレーニングセンター及びスコラ高原、陽光の里健康広場、三和グラウンド等多様なスポーツ・レクリエーションに親しむ場が整備されている。これら施設を活用して、スポーツ少年団等のスポーツサークルが組織されており、今後は、こうした良好なスポーツ環境を活かした住民のスポーツ活動の日常的な拡がりを推進していくことが必要である。

ウ その他

全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現を目指すためには、あらゆる差別の解消

に取り組むとともに、人権尊重・男女平等意識の啓発や人権教育・人権啓発に取り組むことが必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

(ア) 「生きる力」の育成

学校教育においては、創造力と郷土愛を育むとともに、変化する社会環境に柔軟に対応できる児童・生徒を育成するため、学力の定着・向上を図り、郷土の自然や歴史等の教育を推進する。

また、他人を思いやる心を育み、健やかな体を育成するとともに、情報、福祉、環境等の特色ある教育を推進するほか、小・中・高校連携教育を積極的に推進し、学校教育の一層の充実を図る。

(イ) 教育の環境整備

教職員の資質の向上に努めるとともに、国際化、情報化に対応した施設、設備の充実など、安心安全な教育環境づくりを推進する。また、県立油木高等学校に在学する生徒に対する教育支援も一層充実させていく。

あわせて、小中、中高一貫(連携)校を設置し、魅力ある学校づくりや開かれた学校づくりを通じ、保護者や地域の人の理解と協力を得て、信頼される学校教育を進める。

また、小中連携教育、中高連携教育に係る施策に必要な経費の財源に充てるため、既存の基金へ追加積み立てを行う。

さらに、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の計画的な改修を進める。安全で快適な学習環境の確保に向けた学校教育施設の計画的な整備を図るほか、小中学校統合に伴い遠距離通学となった児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスを運行する。

イ 生涯学習等

住民一人ひとりが生涯にわたって、自発的に学習活動に参加し、人権をはじめ様々な課題を解決できるよう、社会教育団体の指導者の育成を図り、協働支援センターを拠点とした社会教育施設の充実、多様な学習機会の提供等を総合的に進める。

また、生涯スポーツに対する関心に応えるため、施設の改修・整備を図り、子どもから高齢者まですべての人が日常的に学習及びスポーツができる環境づくりに努める。

ウ その他

男女が互いに人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力を発揮できる社会の実現を図るために、男女共同参画を推進する社会環境の整備、職場・家庭・地区における男女共同参画の推進、女性の人権を尊重する社会の形成等、男女共同参画社会づくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール 寄宿舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設 その他	学校施設整備事業	神石高原町	
		児童生徒送迎対策事業(スクールバス 運行経費)	//	
		学校給食運営事業	//	
		海外語学研修派遣事業	//	
		学習支援員等配置事業	//	
		油木高校教育連携支援事業	//	
		学校ICT環境整備事業	//	
		ALT(外国語指導助手)派遣事業	//	
		英語教育の充実	//	
		油木高校部活動の外部指導者導入	//	
		地域学習の導入	//	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設, 体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	社会教育施設整備事業	//	
		社会体育施設整備事業	//	
		油木グランド整備事業	//	
		シルトピア図書館整備事業	//	
	(4) 過疎地域持続的発展特 別事業 幼児教育 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ その他 基金積立	小中高教育支援事業	//	
		中高連携教育支援事業	//	
		学校ICT環境整備基金	//	
	(5) その他	神石高原町奨学金返還支援事業	//	
		給付型奨学金事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、過疎化・高齢化の進行に伴い、高齢化率が50%を超える集落が増加し、合併以前の行政区を中心とする小規模なコミュニティ単位では集落機能を維持することが困難となっており、それぞれの集落の実情に応じて、集落機能の再編を検討することが求められている。

また、住民とのパートナーシップによるまちづくりを推進していくため、その活動母体となる「自治振興会」を育成することが必要となっており、これまでの活動実績や地域の実情を踏まえた体制づくりや活動支援に取り組むとともに、これら組織や活動と連携した集落の維持・活性化を進めていくことが必要である。

(2) その対策

過疎化、高齢化、行政の広域化等が進む中で、身近なコミュニティ活動を維持し、地域の伝統・文化を継承するとともに、「自分たちの地域は自分たちで支える」という理念に基づいて各地域で設立されている協働支援センターを活用し、人材の育成、アドバイザーの派遣、まちづくり情報の提供等の支援を進め、組織の育成・強化を図り、より充実したまちづくり施策に取り組む。

さらに、中山間地域等直接支払事業を活用した農業振興等への取り組み、住民グループ等による地域づくり活動、起業活動等を積極的に支援し、住民と連携して地域の活性化を推進する。

その他、高齢化により地域・集落の整備・再編等、安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	道の駅機能強化事業 油木地区商店街再整備	神石高原町 //	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集 落 整 備 基 金 積 立	協働支援センター運営経費	// //	
	(3) そ の 他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、文化連盟が設立され、公民館等を活用して様々な芸術文化活動が行われているとともに、小中学校等を利用してスポーツ活動が行われているが、活動への参加者の固定化、高齢化、指導者の不足等の課題を抱えており、これら課題への対応のほか、情報提供、活動の場の確保、活動に対する支援等により、活動の一層の充実を図る必要がある。

また、地域固有の財産として、平成21年度に整備した備後北部最大の古墳時代前期の前方後円墳である辰の口古墳をはじめとして、帝釈峡遺跡群等の史跡、神社仏閣等の建造物、天然記念物等や、神楽、神祇、供養田植、豊松太鼓、渡り拍子等の伝統芸能が多数存在している。今後、これらの歴史・文化資産の保存、継承を図る必要がある。

(2) その対策

本町内に所在する帝釈峡遺跡群は、旧石器時代から縄文時代の住居等として利用された洞窟・岩陰が集中する、我が国でも類例の少ない遺跡群であり、これらの調査をさらに進めるとともに、その保存に努め、あわせて公開することにより活用が図れるよう、環境整備を推進し、あわせて、古文書等の歴史資料の保存に努める。

住民が心豊かで楽しく暮らせるよう、神楽、神祇等地域の伝統芸能の継承、発展を図る。

さらに、これらの活動を通じた地域内交流等により、芸能、文化活動の促進とあわせて、住民の一体感を醸成するため、定期的に情報提供、講習会、交歓会、イベント等を開催するとともに、図書館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、読書の推進による「教養の町」づくりを図る。

また、「神石高原町」をアピールし国際化への取り組みを推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	デジタルアーカイブ事業	神石高原町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 基金積立	教養の町読書推進事業	〃	
	(3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、町面積の8割が山林であり、林業は他の自治体と比較しても強みを有する産業といえるものの、地域経済循環の面では、林業がもたらす地域における経済的な波及効果は低く、林業事業者の減少・担い手不足、間伐等の手入れ不足の森林増加、景観保全、防災体制、生活拠点の衰退などの課題が挙げられる。このため、適切な管理のもとでの森林資源の循環利用促進や林業を含めた地域活性化、また森林・林業についての住民理解を深める取組みや、適切な森林管理による災害への予防的な取組みを図る必要がある。

林業の活性化により地域における連関を強めていくことは、地域経済の循環において重要な視点であり、地域の豊富な森林資源やその他の地域資源を上手く活用することで、農業を含めた多様な産業の持続可能なモデルを構築していくことが、地域経済循環に大きな効果をもたらすと考えられる。

町では第2次長期総合計画で、環境との共生として再生可能エネルギーの利用支援によるまちづくりを、また第2期総合戦略で、森林資源の活用や町内循環による産業振興と雇用の促進を進めることとしており、豊かな自然と地域ネットワークに関わる多様なプレーヤーによるバイオマス(再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの)事業の取組みは、新たな経済循環の創出や担い手需要を喚起し、持続可能な地域社会の形成に大きく影響するものと考えられる。

(2) その対策

本町の資源である山林・未利用林等を有効に活用することによって、経済循環と地域の環境保全が循環する地域の構築とともに、地域の人的・物的な資源を有効に活用して、地域振興を図りつつ、住民が安心して暮らせる地域社会を目指して取り組んでいく。

バイオマス事業による、安定的な森林活用の需要増加などの直接的な地域への効果だけでなく、そこから生まれる副産物を上手く地域で活用することで、農業などの新たな経済循環を生み出し、更に山林の環境保全にも役立つ循環を検討していく。また、町内の宿泊・観光施設等へのエネルギー供給・循環の仕組みづくりや、停電等をともなう災害発生時の連携についても検討し、地域住民が安心して暮らし続けることが出来る取組を検討していく。こうした地域の環境・経済循環を検討する過程を通じ、地域の事業者、住民などが地域の環境に目を向け、考えるきっかけづくりとなることも狙いとしていく。また、自然環境を題材として、防災・自然を舞台とした新たなコンテンツの開発、持続可能な地域に向けた学びの場など、地域のあるべき姿を共に構築していく。

その他、町独自の新エネルギー導入助成制度を創設する等、循環型社会の形成や新エネルギー導入に向け取り組む。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可 能エネルギー の利用の推 進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	バイオマス発電事業 仁吾川発電所の再稼働	民間企業 〃	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立			
	(3) そ の 他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、平成16年11月5日に神石郡4町村の新設合併により、新たに「神石高原町」として発足した。

このため、合併に伴う行政組織の再編のもとに、行政サービスの拠点となる本庁舎を旧三和町役場の改修により整備するとともに、その他の旧町村の役場についても支所を配置してきたが、支所については、住民の身近な行政サービスの充実を図るほか、余剰スペースの有効利用の検討が必要となっている。さらに、その他の公共施設についても合併に伴う施設利用のあり方を検討する必要がある。

一方、行政区域の拡大に伴う住民の不安に対応し、新たなまちづくりに向けて住民と行政が協働して取り組むとともに、中心部や周辺部それぞれの特性を生かした均衡あるまちづくりを推進していくことが求められている。

(2) その対策

本庁舎については、合併以来の悲願であった新庁舎が令和3年8月に落成し、10月から稼働することとなった。

これにより、これまで別々の庁舎にあった保健福祉課、子育て応援課及び教育委員会事務局が新庁舎に配置されたことから、行政機能の一体化が図られることとなった。今後、より一層、住民サービスの向上に努めていく。また、現在、新庁舎及び隣接地に建設中の新町立病院(令和4年5月開院予定)は、令和2年3月に開通した主要地方道吉舎油木線小畠バイパスの沿線に立地することから、新たな賑わい創出が期待されている。

支所については、町の定員適正化計画、行政事務のデジタル化等を推進し、住民サービスの低下を招くことのないよう事務処理の効率化を図る。また、令和3年度に実施する豊松支所の余剰スペースの利活用を核とした小さな拠点づくり事業をモデルとして、油木、神石支所についても今後、地域の機能集約化を検討する。

また、支所の余剰スペースやその他の公共施設のあり方については、公共施設利用等検討委員会を設置し、住民と協働してその活用のあり方を検討する。

移転後の役場旧庁舎及び町立病院跡地については、令和3年9月、神石高原町公共施設利用等検討委員会からの提言を受け、今後、PPP、PFIなど官民連携による多様な可能性を検討し、活性化を図っていく。

町の重点施策に係る財源の確保については、基金の造成や、適宜、有利な事業を採択することを基本とする。

さらに、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりの各段階・分野における住民意見の反映の場の拡充等を推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業 基金積立 (2)その他	小さな拠点形成事業	神石高原町	
		旧神石高原町役場庁舎の一部解体事業	//	
		旧町立病院解体事業	//	
		廃校舎等解体事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・移住促進メディア強化事業 ・定住相談窓口運営事業 ・外国人の定住・就労支援 ・老朽空き家の除却・支援 ・定住促進対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加を図るため, 子育て支援及び定住支援に関する情報発信, 相談窓口運営及び各種補助事業。 	神石高原町	
2 産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域通貨循環事業(こうげん通貨等) ・健康をテーマとした観光地づくり ・インバウンド需要確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内利用者に限定した地域通貨を発行し, 町内消費喚起を通じた商業の振興。 ・観光に健康づくりを付加した「ヘルスツーリズム」の取り組み。 ・外国人観光客の需要の確保という好循環の創出。 	〃	
3 地域における情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやきネット管理運営基金 ・デジタル推進基金 	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやきネットの維持管理及び利用促進。 ・町内及び庁内のデジタル化の推進。 	〃	
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通機関確保事業(民間路線バス助成, 町営バス運営, バス運賃低額化, タクシー運賃の助成事業等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許を所持していない交通弱者の交通手段を確保。 	〃	
5 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及び乳幼児, 児童等インフルエンザ予防接種費助成事業 ・おたふくかぜ予防接種費助成事業 ・第2子以降保育料無償化事業 ・相談事業 ・子育て人材バンク事業 ・不妊治療費助成事業の拡充 ・子どもの医療費助成 ・里親制度の周知 ・食の自立支援事業(配食サービス) ・高齢者等インフルエンザワクチン接種事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦, 乳幼児, 児童等のインフルエンザ予防接種費助成。 ・おたふくかぜの予防接種費助成。 ・第2子以降の保育料を実質無償化とする補助。 ・妊婦から出産・子育てに関する相談等に関する窓口のワンストップ化。 ・子育てを支援する人材を育成。 ・不妊治療をはじめ, 不育治療等の助成を実施。 ・0～18歳の子どもの保護者に対する子どもの通院費及び入院費の助成。 ・里親制度の周知と理解の取り組み。 ・食事の困難な高齢者等に対する食の支援及び安否確認等。 ・高齢者のインフルエンザによる感染対策, 重症化予防。 	〃	
6 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町立病院政策医療交付金事業 ・診療所経費(町立診療所政策医療交付金) ・町立病院職員確保対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への政策医療提供に要する経費に充てる交付金。 ・住民への政策医療提供に要する経費に充てる交付金。 ・医療従事者等への給料支援。 	〃	

7 教育の振興	・小中高教育支援事業 ・中高連携教育支援事業 ・学校ICT環境整備基金	・公設塾の開放，英語・数学・漢字検定者等に対する支援 ・各学校のICT環境の整備。	神石高原町	
8 集落の整備	・協働支援センター運営経費	・地区協働支援センターの運営支援と助成。	〃	
9 地域文化の振興等	・教養の町読書推進事業	・世界に誇る教養立町を目指して，教育・読書などを強化推進。	〃	
10 その他地域の持続的発展に関し必要な事業	・小さな拠点形成事業	・町内の小さな拠点（5か所）の維持継続に向けた取り組み。	〃	